## 令和2年第1回

# 中種子町議会3月定例会会議録

開会 令和2年3月 3日 閉会 令和2年3月16日

鹿児島県中種子町議会

## 会 期 日 程

令和2年第1回定例会

月日	曜日	会議・休会・その他
3月3日	火	本会議 (開会・委員長調査報告・議案審議・施政方針)
3月4日	水	委員会 (総務文教・産業厚生)
3月5日	木	委員会 (総務文教・産業厚生)
3月6日	金	休 会(一般質問締め切り)
3月7日	土	休日
3月8日	日	休日
3月9日	月	議会運営委員会
3月10日	火	休 会
3月11日	水	休 会
3月12日	木	休 会
3月13日	金	休 会
3月14日	土	休日
3月15日	日	休日
3月16日	月	本会議 (一般質問・委員長審査報告・議案審議・閉会)

## 令和2年第1回中種子町議会定例会会議録目次

### 第1号(3月3日)(火曜日)

1.	開 会…		,
2.	日程第1	会議録署名議員の指名	,
3.	日程第2	会期の決定	ç
4.	日程第3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
5.	日程第4	行政報告	۷
6.	日程第5	常任委員長報告	Ę
		蓮子信二総務文教常任委員長	Ę
7.	日程第6	議案第1号 中種子町公共施設等総合管理基金条例	8
		田渕川寿広町長提案理由説明	8
		質疑	8
		討論	8
		採決	8
8.	日程第7	議案第2号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一	
		部を改正する条例	8
		田渕川寿広町長提案理由説明	(
		質疑	Ç
		討論	Ç
		採決	Ç
9.	日程第8	議案第3号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条	
		例	(
		田渕川寿広町長提案理由説明	Ç
		質疑	Ç
		討論	Ç
		採決	10
10.	日程第9	議案第4号 中種子町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	10
		田渕川寿広町長提案理由説明	10
		質疑	10
		討論	10
		採決	10
11.	日程第10	議案第5号 中種子町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	10
		田渕川寿広町長提案理由説明	10
		質疑	1
		討論	1
		採決	1
12.	日程第11	議案第6号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1
		田渕川寿広町長提案理由説明	1
		質疑	1

		討論	11
		採決	11
13.	日程第12	議案第7号 中種子町ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例	12
		田渕川寿広町長提案理由説明	12
		質疑	12
		討論·····	12
		採決	12
14.	日程第13	議案第8号 中種子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	
		する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
		田渕川寿広町長提案理由説明	12
		質疑	13
		討論	13
		採決	13
15.	日程第14	議案第9号 中種子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を	
		定める条例の一部を改正する条例	13
		田渕川寿広町長提案理由説明	13
		質疑	13
		討論	13
		採決	14
16.	日程第15	議案第10号 中種子と畜場運営基金設置に関する条例を廃止する条例	14
17.	日程第16	議案第11号 中種子町立と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例	14
18.	日程第17	議案第12号 中種子町特別会計条例の一部を改正する条例	14
		田渕川寿広町長提案理由説明	14
		質疑	14
		討論·····	14
		採決	14
19.	日程第18	議案第13号 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例	14
		田渕川寿広町長提案理由説明	15
		質疑	15
		討論·····	15
		採決	15
20.	日程第19	議案第14号 なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正	
		する条例	16
		田渕川寿広町長提案理由説明	16
		質疑	16
		討論	16
		採決	16
21.	日程第20	議案第15号 町長の給与の特例に関する条例	16
			16
			17

		L 4 blin		17				
		21.0		17				
22.	日程第21		職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例	17				
			丁長提案理由説明	17				
		- ***		17				
				17				
				17				
23.	日程第22		令和元年度中種子町一般会計補正予算(第4号)	17				
		田渕川寿広町長提案理由説明						
			総務課長補足説明······	18				
		質疑		21				
		討論		23				
		採決		23				
	休 憩:			23				
24.	日程第23	議案第18号	令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算					
			(第4号)	23				
		田渕川寿広町	丁長提案理由説明	23				
		質疑		24				
		討論		24				
		採決		24				
25.	日程第24	議案第19号	令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算					
			(第4号)	24				
		田渕川寿広町	丁長提案理由説明	24				
		質疑		25				
		討論		25				
		採決		25				
26.	日程第25	議案第20号	令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算					
			(第 4 号)	25				
		田渕川寿広町	T長提案理由説明······	25				
				26				
				26				
				26				
27.	日程第26		令和元年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号)	26				
2	日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		T長提案理由説明······	26				
			, A, E, A, E, H, M, P, E,	27				
				27				
				27				
28.	日程第27		令和2年度中種子町一般会計予算	27				
	日程第28		令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	27				
29. 30	口住第48 日程第29		令和2年度中種子町国民健康休陝事業樹足特別云訂了鼻············ 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予簋·············					
. 11.7	1 NT F7 / M	ntl 22 F5 / 4 F5		/. 1				

31.	日程第30	議案第25号	令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算	27
32.	日程第31	議案第26号	令和2年度中種子町水道事業会計予算	27
		田渕川寿広町	丁長提案理由説明	27
		阿世知文秋絲	念務課長補足説明	40
		質疑		46
		委員会付託…		46
33.	日程第32	同意第1号	副町長の選任につき同意を求める件	46
		田渕川寿広町	丁長提案理由説明	46
		質疑		47
		討論		49
		採決		50
34.	日程第33	陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	50
35.	散 会…			50
第	52号(3月	16日) (月	]曜日)	
1.				53
2.	日程第1	会議録署名請	<b>養員の指名</b>	53
3.	日程第2	一般質問		53
		永濵一則君…		53
		迫田秀三君…		60
	休 憩…			70
		園中孝夫君…		70
	休 憩…			• 79
4.	日程第3	陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	79
		蓮子信二総務	· 文教常任委員長報告······	79
		質疑		80
		討論		80
		採決		80
5.	日程第4	発議第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書	80
		質疑		80
		討論		80
		採決		81
6.	日程第5	議案第27号	令和元年度中種子町一般会計補正予算(第5号)	81
		田渕川寿広町	丁長提案理由説明	81
		質疑		81
		討論		81
		採決		81
7.	日程第6	議案第22号	令和2年度中種子町一般会計予算	82
8.	日程第7	議案第23号	令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	82
9.	日程第8	議案第24号	令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算	82

10.	日程第9	議案第25号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算	82
11.	日程第10	議案第26号 令和2年度中種子町水道事業会計予算	82
		蓮子信二総務文教常任委員長報告	82
		永濵一則産業厚生常任委員長報告	87
		質疑	93
		討論	93
		採決	93
12.	日程第11	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	94
13.	日程第12	議員派遣の件	94
14.	日程第13	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	94
15	閉 会…		95

#### 令和2年第1回中種子町議会定例会会議録(第1号)

令和2年3月3日(火曜日)午前10時開議

#### 1. 議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 常任委員長報告
- 第6 議案第1号 中種子町公共施設等総合管理基金条例
- 第7 議案第2号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例
- 第8 議案第3号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例
- 第9 議案第4号 中種子町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正す る条例
- 第10 議案第5号 中種子町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 中種子町ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正す る条例
- 第13 議案第8号 中種子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第9号 中種子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 中種子と畜場運営基金設置に関する条例を廃止する条例
- 第16 議案第11号 中種子町立と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条 例
- 第17 議案第12号 中種子町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第13号 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第15号 町長の給与の特例に関する条例
- 第21 議案第16号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 第22 議案第17号 令和元年度中種子町一般会計補正予算 (第4号)
- 第23 議案第18号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予 算(第4号)
- 第24 議案第19号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 第25 議案第20号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4 号)

- 第26 議案第21号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第27 議案第22号 令和2年度中種子町一般会計予算
- 第28 議案第23号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第29 議案第24号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第30 議案第25号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第26号 令和2年度中種子町水道事業会計予算
- 第32 同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件
- 第33 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

----

2. 本日の会議に付したる事件 議事日程のとおりである。

\_\_\_\_\_

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	浦	邊	和	昭	君	2番	橋	口	涉	长	君
3番	池	山	喜-	一郎	君	5番	永	濵		則	君
6番	蓮	子	信	$\equiv$	君	7番	濵	脇	重	樹	君
8番	下	田	敬	三	君	9番	迫	田	秀	三	君
10番	日	髙	和	典	君	11番	戸	田	和	代	さん
12番	園	中	孝	夫	君	13番	德	永	留	夫	君

----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

\_\_\_\_\_

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 田渕川 寿 広 君 総務課長 阿世知 文 秋 君 長 町民保健課長 横手幸徳 君 福祉環境課長 上 田 勝 博 君 君 建 設 課 長 農林水産課長 里 重 浩 長 田 認 君 農地整備課長 池山聖年 君 企 画 課 長 下 村 茂 幸 君 会計管理者兼 端 みどり さん 税 務 課 長 君 池 春 田 功 会 計 課 長 水 道 課 長 牧瀬善美君保育所長 山 田 和 春 君 行 政 係 長 晃一 空港管理室長 石 堂 君 徳 永 和 久 君 鮫 島 司 教 育 長 財 政 係 長 君 北之園 千 春 君 教育総務課長 浦 口 吉 平 君 社会教育課長 園 田 俊 一 君 選挙管理 阿世知 文 秋 君 農委事務局長 遠 藤 淳一郎 君 事務局長

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 田 中 晋 二 君 議 事 係 長 榎 元 卓 郎 君

#### 開会 午前10時00分

\_\_\_\_\_

○議長(徳永留夫君) おはようございます。開会前に傍聴者の方々へお知らせいたします。本日の会議は、コロナウイルス予防のためマスク着用での対応となります。お聞き苦しい点があると思いますが御理解をお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) ただいまから、令和2年第1回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(徳永留夫君) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、濵脇重樹君、 8番、下田敬三君を指名します。

\_\_\_\_\_

#### 日程第2 会期決定の件

〇議長(徳永留夫君) 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月17日までの15日間に決定しました。

----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(徳永留夫君) 日程第3、「諸般の報告」を行います。

1月14日、県庁及び県議会において、種子島屋久島議会議員大会で採決された要望事項について要望活動を行いました。

1月15日、16日、東京都において、高速船の更新等に係る国等への要請活動 を種子島屋久島振興協議会で行いました。

1月28日、鹿児島市において、議員研修会が開催され、ジャーナリストの須田慎一郎氏とスポーツジャーナリストの二宮清純氏の講演がありました。

2月5日、熊本市西部方面隊総監を表敬訪問し、演習のお礼と継続を要望しました。

2月10日、令和2年第1回公立種子島病院組合議会臨時会が開催され、条例 3件を原案のとおり可決しました。

2月14日、鹿児島市において、種子島屋久島振興協議会総会が開催され、令和2年度事業計画及び予算案等を審議し、原案のとおり可決しました。

2月18日、鹿児島市において、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催され、会務報告、平成30年度決算、令和2年度事業計画、予算案を審議し、原案

のとおり決定されました。引き続き、第71回県町村議会議長会定期総会が開催され、県知事等の来賓祝辞の後、自治功労者等の表彰が行われ、歴代会長表彰で鎌田勇二郎前議長が表彰されました。その後議事に入り、会務報告、平成30年度決算、令和2年度事業計画、予算案を審議し、原案のとおり決定しました。

2月27日、令和2年第1回公立種子島病院組合議会定例会及び中南衛生管理 組合議会定例会が開催され、条例制定、令和元年度一般会計補正予算及び令和 2年度一般会計予算などを審議し、原案のとおり可決しました。

2月28日、西之表市において、令和2年第1回熊毛地区消防組合議会定例会、種子島産婦人科医院組合議会定例会及び種子島地区広域事務組合議会定例会がそれぞれ開催され、条例の改正、令和元年度一般会計補正予算及び令和2年度一般会計予算などを審議し、原案のとおり可決しました。

以上の会議の資料等は事務局に保管してあります。

また、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2 第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果についての報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_

#### 日程第4 行政報告

○議長(徳永留夫君) 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を2点させていただきます。

それではまず、陸上自衛隊水陸機動団の訓練について御報告いたします。今回の訓練は4月11日から4月18日までの8日間にわたって行われます。ゴムボートの操作訓練やヘリコプターからの飛び込み訓練などが長浜海岸を中心に、教育訓練の一環として行われる予定であるとのことでございます。今月1日から本日まで、訓練場所や内容確認のために、ヘリコプターや大型車両が町内に入ってきておるところでございます。期間中の御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルスの件につきまして御報告をさせていただきます。2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策会議において、今が感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも、子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休校を要請する方針が内閣総理大臣から示されました。本町教育委員会においても、鹿児島県教育委員会からの通知を受け、3月2日から3月15日までの間、臨時休校としたところでございます。決定に当たっては、小学校6年生や中学

校3年生の卒業までの残り少ない学校生活、学生生活のことや、特に中学校においては、高校受験を目前に控えていることなど、さまざまな状況を勘案しましたが、何よりも、子どもたちの安心安全を最重要事項として決定したということで、断腸の思いの決断であったと聞いております。また、現時点で島内、中種子町においてのコロナウイルス感染者はないとの報告を受けております。何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(徳永留夫君) これで行政報告は終わりました。

----

#### 日程第5 常任委員長の所管事務調査の報告

○議長(徳永留夫君) 日程第5、「常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、総務文教常任委員会が調査した事件について、調査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長 蓮子信二君。

〔総務文教常任委員長 蓮子信二君 登壇〕

〇総務文教常任委員長(蓮子信二君) おはようございます。

総務文教常任委員会が、令和元年第4回定例会において、所管事務調査の申 し出をいたしました事件「学校教育の実態について」の調査の経過と結果につ いて報告いたします。

当委員会は、去る2月4日午前9時から教育委員会担当職員の出席を求め、納官小学校・油久小学校・中種子中学校・野間小学校の順に調査を行いました。

各学校では、学校の概要と経営方針、職員研修、学力の状況、生徒指導、保健の実態、施設設備の整備状況及び要望事項などの説明がなされました。

まず、納官小学校について、令和元年度の児童数は18名で、1年生8名、2年生2名、3年生3名、4年生2名、5年生3名、6年生0名の4学級となっています。

教育目標として「夢に向かって学び続ける 心豊かでたくましい納官の子の育成」であり、確かな学力定着・向上・思いやりの豊かな心の育成など、全職員が担任という認識で特色を生かした教育活動の実践に努めています。また、納官和太鼓の伝承やウミガメ放流体験を通して、生命の尊さや郷土愛を育む教育を行っています。

次に、油久小学校について、令和元年度の児童数は23名で、1年生4名、2年生5名、3年生1名、4年生6名、5年生4名、6年生3名の3学級となっています。

教育目標として、「油久のよさを生かし、進んで学び、たくましく生きる力を備えた人間性豊かな子どもを育てる」であり、よく考え、進んで学習する子供、粘り強く最後までやり抜く子供、礼儀正しく思いやりのある子供の育成、また信頼される学校、信頼される教師を目指すとともに地域に根ざした特色ある教育活動に取り組んでいます。

次に、中種子中学校について、令和元年度の生徒数は186名で、1年生49名、 2年生73名、3年生64名の7学級となっています。

教育目標は「心身ともに健康で、自ら学ぶ意欲とたくましく生きる実践力をもち、豊かな感性を備えた生徒を育成する」であり、「風に向かって立つ」を校訓として、「自ら進んで学び、粘り強く努力する生徒」「心身を鍛え、気力あふれる生徒」「人を敬い、思いやりのある生徒」を目指す生徒像として、学校、教師、家庭それぞれの目指す姿を掲げて重点的に取り組んでいます。

次に、野間小学校について、令和元年度の児童数は274名で、1年生41名、2年生57名、3年生35名、4年生46名、5年生45名、6年生43名、特別支援学級7名の13学級となっています。

教育目標は「心豊かに、たくましく歩む野間の子の育成」であり、歴史と伝統を継続しながら、信頼される学校を目指して「よりよい状態の実現」に挑戦しています。また、「見つけよう 考えよう 行動しよう 自分の夢に向かって」を掲げ、子供の夢につながるキャリア教育の視点をもって、適切で特色ある教育課程の編成と、全ての児童が安全で楽しく充実した学校生活が送れるよう努めています。

次に、質疑の主なものについては、次のとおりでした。

納官小学校では、絵画や彫刻などの賞も取っているが指導方法は。に対し、校長が、直接、子供に指導する中で、先生方も時々参加することから講義も行っている。先生方も見る目・指導法も変わってきており職員研修も兼ねている。 との答弁。

推進の中に「よけいにほめる」とあるが、その取り組みは。に対し、カードを作成し、親が子供の良さを見つけ、カードに書き、校長がそれを所見している。親が褒めて認めれば、子供も嬉しくなり相乗効果となっている。との答弁。

道徳教育で自尊感情とあるが、子供たちは理解しているか。に対し、言葉自体はわからないが、自分の良さや友達の良さを認め、自分を高めていこうと指導している。子どもの半数が1、2年生であるので、わかるように必ず絵を書き、イメージを膨らませる指導をしている。との答弁。

1番遠くから通学している児童は、何㎞ぐらいか。に対し、2㎞程度だが登下校は親が車で連れてくるので安全ではあるが、歩かないので地域での挨拶する機会がない。との答弁。

働き方改革の取り組みは。に対し、定期的に衛生委員会で先生方の意見・要望を聞き、学期末の事務煩雑時には、校時をずらし、放課後に事務の仕事の時間を確保し、また、金曜日は定時退庁日としている。しかし、先生方が楽をするための働き方改革でないと理解している。との答弁。

油久小学校では、不登校、いじめなどの懸案事項がないか。に対し、不登校はなく、いじめについても、軽微なものは数件あるが、そのつど、担任から個別指導で対応しており、重大な案件は今のところない。との答弁。

通学路の危険カ所はないか。に対し、通学路ではないが、御神田の池からの 用水路に蓋がないと愛のパトロールからの報告があった。 読書活動での目標冊数は達成しているのか。また、読書本の選択は子ども任せか。に対し、昨年度は低学年が達成。高学年は達成できなかったが、今年度から量と質のバランスも考慮し、学年ごとに、20冊程度、課題図書として必ず読む事を推奨している。との答弁。

校内で体力づくりを実施しているか。また、地域とのかかわりは。に対し、朝、校庭を走り持久力もつけている。町の駅伝競走大会の練習には地域の方が 指導してくれる。と答弁。

中種子中学校でのスマホの所持率と学校への持ち込みは可能か。に対し、6 割近くが所持しているが、本人の物か親の物かはわからない。持ち込みは原則 禁止なので、連絡は公衆電話を利用する。

働き方改革の対策は。に対し、目的は、パソコン等による業務の効率化であり、今まで行っていた行事が本当に必要かなど、行事の精選をすることにより、生徒との語らいの時間をふやしていこうというのが目的である。教員の中でも勘違いが多く、自分らが楽になると思っていた先生もいた。本年度7月から毎週水曜を全ての部活動の完全休養日にした。生徒が早く帰宅するため、先生方も定時で退庁する方、通信作成など、事務効率化が図られ、また、徒歩で帰る生徒たちと接触するなど相乗効果があらわれた。今年度については、これが1番成功したと考える。との答弁。

野間小学校では、子どもたちがよく挨拶してくれるが、学校の指導はどのようにしているか。に対し、児童の登校時に校長が毎朝正門前で、ひとりひとりに挨拶及び声をかけている。各学級でも、教室に入る際は、既にいる児童と教室に対し、挨拶をする指導を徹底している。「明るい子」で、挨拶のことについて実践をしており、職員も共通理解を持って取り組んでいる。との答弁。

読み聞かせグループは保護者か。に対し、「そらいろのたね」というボランティアグループ、メンバーは本校の保護者、地域の方、教職員のOBが主。との答弁。

いじめ、不登校の状況は。に対し、深刻ないじめはない。軽微なトラブルは多少あるが、すぐに担任が対応して解決している。不登校については、高学年に3名いる。ほぼ学校に行けない状態の児童の中には、担任からの働きかけや県のスクールカウンセラー等を活用しながら、少しずつ段階を踏んで、月全部休むことなく、徐々に学校にいけるようになっている児童もいる。他の児童についても、本人の家庭の事情がある中で、担任やスクールカウンセラーを活用しながら見守っている状況である。との答弁。

次に、学校施設整備の補修要望については、校舎、体育館、その他施設、それぞれ現場の確認をしました。各学校とも、補修・修繕を要するカ所が多く見受けられました。中には緊急性の高いものもあり、児童生徒の安全な教育環境を守るためにも、早急な対策が講じられるよう望みます。

以上で調査を終え、まとめとして、各学校とも教師と子どもたちの距離が近く、ひとりひとりの学力の向上や、思いやりと豊かな心の育成など、個性を重視しながら、日々の教育に努め、地域と連携を図りながら、それぞれ特色ある

学校づくりに努力している姿が見えた。

このように、先生方が安心して、子どもたちの教育に専念でき、子どもたちが安心して教育が受けられるため、施設の整備、設備の充実など教育環境づくりが重要であると思いました。今後も全町的な取り組みを、学校、家庭、地域と連携を図り、進んで学び、たくましく生きる力を備えた、人間性豊かな子どもの育成に取り組んでもらいたいとの委員全員の一致した意見でした。

以上で報告を終わります。

○議長(徳永留夫君) 以上で、常任委員長の報告を終わります。

----

日程第6 議案第1号 中種子町公共施設等総合管理基金条例

○議長(徳永留夫君) 日程第6、議案第1号、「中種子町公共施設等総合管理 基金条例」を議題とします。

本案について説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第1号について説明いたします。

平成26年4月に総務大臣から公共施設等総合管理計画の策定を求める通知が出され、本町でも平成28年3月に中種子町公共施設等総合管理計画を策定したところです。

さらに、平成30年には個別施設計画の策定が必要となったため、昨年度から2カ年にかけて個別施設計画の策定を進めているところでございます。この計画の策定により、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化など、中長期的な取り組みを計画し実行していくことで、適正な公共施設の管理運営を行っていこうとするものです。

このようなこれから必要となってくる経費を積み立て、財政負担の軽減、平 準化を目指すため基金を設置しようとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第7 議案第2号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

#### る条例の一部を改正する条例

○議長(徳永留夫君) 日程第7、議案第2号、「中種子町会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第2号について説明いたします。

令和元年9月議会において本条例を可決いただいたところですが、本年度の 人事院勧告により職員の行政職給料表が改定されました。これに伴い、本条例 の給料表につきましてもあわせて改定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## 日程第8 議案第3号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第8、議案第3号、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第3号について説明いたします。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給料、報酬、各種手当の支給などについて、条例を改正するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## 日程第9 議案第4号 中種子町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改 正する条例

○議長(徳永留夫君) 日程第9、議案第4号、「中種子町水道事業の設置等に 関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第4号について説明いたします。

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。内容については、地方自治法及び地方自治法施行令の条項繰り下げに伴い、条例を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第10 議案第5号 中種子町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第10、議案第5号、「中種子町町営住宅管理条例の

一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第5号について説明いたします。

120年ぶりに民法の一部が改正され、民法における債権関係等の規定の見直しが行われました。その中で敷金に関する従来の考え方が明文化されたことな

どに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第11 議案第6号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第11、議案第6号、「中種子町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第6号について説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布され、4月1日に施行することとされたことによる改正でございます。

主な改正内容は、医療分及び介護納付金分に係る課税限度額を引き上げるものです。あわせて2割軽減世帯と5割軽減世帯の軽減判定所得基準額を引き上げるものです。

以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第7号 中種子町寝たきり老人等介護手当支給条例の一部を改 正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第12、議案第7号、「中種子町寝たきり老人等介護 手当支給条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第7号について説明いたします。

中種子町寝たきり老人等介護支給条例につきましては、重度心身障害者並びに重度心身障害児、65歳以上で重度の認知症である老人を常時介護する者に対し、1カ月5,000円の介護手当を支給してまいりました。支給対象については、介護保険法及び障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度基準に基づく支給要件などの文言について変更するため改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第13 議案第8号 中種子町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

O議長(德永留夫君) 日程第13、議案第8号、「中種子町特定教育保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第8号について説明いたします。

本条例につきましては、子ども子育て支援法に定める特定教育保育施設などの設置者が、施設の運営に関して遵守すべき基準を定めております。

今回の条例改正につきましては、令和元年10月から満3歳以上の子ども及び 3歳未満で住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化が実 施されたことに伴い、所要の改正をするものです。

主な改正内容につきましては、利用者負担額等の受領は3歳未満についての みを規定すること及び食事の提供に要する費用を徴収しないものを低所得世 帯及び第3子以降の免除対象者とすることを規定するものでございます。

また、0歳児が利用する小規模保育事業等を実施する事業者は、一歳になっても必要な教育・保育が継続して実施されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園などの連携施設を確保するよう規定する改正と、法の改正に伴う字句の修正などでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## 日程第14 議案第9号 中種子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第14、議案第9号、「中種子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第9号について説明いたします。

国の示す放課後児童健全育成事業の設置及び運営に係る基準が改定され、放課後児童クラブの職員の配置資格にかかる基準が緩和されたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

----

日程第15 議案第10号 中種子と畜場運営基金設置に関する条例を廃止する条 例

日程第16 議案第11号 中種子町立と畜場設置及び管理に関する条例を廃止す る条例

日程第17 議案第12号 中種子町特別会計条例の一部を改正する条例

○議長(徳永留夫君) 日程第15、議案第10号、「中種子と畜場運営基金設置に 関する条例を廃止する条例」から、日程第17、議案第12号、「中種子町特別 会計条例の一部を改正する条例」を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第10号、議案第11号及び議案第12号について御説明いたします。

昭和44年開場以来50年が経過しております中種子と畜場は、西之表市及び南種子町と共同運営をしておりましたが、施設設備の老朽化、施設利用事業者の減少も著しく、令和元年度は西之表の1事業者のみが利用しているところです。このような状況の中、今後の施設を維持管理していく上では、費用対効果の面からも効率性が低く、また今後の利用者も各市町とも見込みがないことから、事業継続は厳しいと判断し、所要の改正をするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

O議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第10号から議案第12号までを一括採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号までは、原案のとおり可決されました。

----

日程第18 議案第13号 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第18、議案第13号、「中種子町都市公園条例の一部 を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 議案第13号について説明いたします。

流水プールオープンから25年が経過しておりますが、その間、物価の上昇などもありますが、料金の改定を行っておりませんでした。

プールの維持管理には多額の費用を要しており、料金の改定を行い、利用者の皆様にもその一部を負担していただき、今後も安心安全な運営を続けていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- O議長(德永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 6番、蓮子信二君。
- ○6番(蓮子信二君) 現在、国もどこも子育て支援を言っております。親御さんの負担軽減、そういう中で、この100円、200円ですけれども、100%上がるような状況、これを実施する、改定するのが、時期が今、まだ遅らせていいんじゃないかということで。わからん。もう一度言います。どうしても今上げなければならないかということです。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 子育て支援という観点と、このプールの利用という、 利用料というものは、ちょっと切り離して考えていただければなと思うんで すが、子育て支援に関しましては、子育て支援で財政的にも、当然しっかり 確保して、それは支援していかないといけないということでございます。

ただこの流水プールにつきましては、町内の子どもたちもそうですが、島内から子どもたちもたくさん夏休み期間中は来ていただいております。

そういった中で、どうしてもやはりその電気料だったりさまざまな消費税も 含め上がったということもあり、今までももっと早い段階で値上げする必要が あったところではあるとは思いますが、改修等の工事の方も今済ませてきてお ります。

そういったことも含めて、この時期で値上げをさせていただくということで、 あくまでも、流水プールの使用料金ということで、子育て支援は子育て支援の ほうでしっかり対応させていただきたいというふうに考えておりますので、御 理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## 日程第19 議案第14号 中種子ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

〇議長(徳永留夫君) 日程第19、議案第14号、「中種子ふれあいの里の設置及 び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 議案第14号について説明いたします。

ふれあいの里の陶芸施設につきましては、電気釜が修繕不能であり、数年来 使用していないことから廃止といたします。

ロッジの使用料につきましては、ふれあい広場と休憩場の料金バランスを考慮し、それぞれ改定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(**徳永留夫君**) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 議案第15号 町長の給与の特例に関する条例

○議長(徳永留夫君) 日程第20、議案第15号、「町長の給与の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 議案第15号について説明いたします。

私の給料につきまして現在10%の削減を行っているところですが、令和2年度につきましても引き続き継続するための条例でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

○議長(徳永留夫君) 日程第21、議案第16号、「職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第16号について説明いたします。

平成26年度から6年間にわたり実施しております職員の給料2%削減につきまして、本年度をもって廃止するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇議長(徳永留夫君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

-------

日程第22 議案第17号 令和元年度中種子町一般会計補正予算 (第4号)

〇議長(德永留夫君) 日程第22、議案第17号、「令和元年度中種子町一般会計 補正予算(第4号)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) それでは、議案第17号について説明いたします。

今回の補正は、国の補正予算に伴う経費と前回補正予算以降必要となった経費の追加、また、各事業の確定見込みによる執行残額などの減額が主なものです。

まず、歳出予算から御説明いたします。

総務費は、地域おこし協力隊に関する経費と地域活性化支援交付金実績による減額。

民生費は、プレミアム付商品券販売事業実績による減額及び国保特別会計繰 出金並びに各種福祉サービス実績見込みによる増額。

農林水産業費は、サトウキビ機械導入支援事業及び機構集積協力金交付事業の実績見込みによる減額。

土木費は、公営住宅長寿命化対策事業の確定見込みによる減額。

教育費は、国補正によるGIGAスクール構想の実現に関連した経費の追加が主なものでございます。

次に歳入予算につきまして御説明いたします。

県支出金は、国補正による追加と交付決定による予算額の調整。

寄附金は、ふるさと応援寄附金見込み額の減額。

繰入金は、財源調整のため財政調整基金及び減債基金を減額。

町債は、事業費確定による調整及び国補正対応分の増額を計上しております。 その結果、歳入歳出からそれぞれ4,178万7,000円を減額し、補正後の予算総額を66億6,506万4,000円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、明許繰越費及び地方債の補正もあわせて計 上しております。

詳細につきましては総務課長のほうから説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(德永留夫君) 総務課長。
- 〇総務課長(阿世知文秋君) それでは、中種子町一般会計補正予算第4号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

人件費につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願い します。

まずは歳出から御説明いたします。

15ページをお願いします。

15ページ中ほどの上の、目の1一般管理費、減額839万3,000円は、副町長分の給与、共済費の減額が主なものでございます。

中ほどの下の、目の5財産管理費、減額463万7,000円は、ふるさと応援基金の予算積立金が主なものでございます。

次のページをお願いします。

16ページ、中ほどの、目の12電算処理費、減額498万5,000円は、パソコンリース期間が減少したことに伴う減額でございます。

下段の、目の14地域開発費、減額1,271万7,000円は、地域おこし協力隊の賃

金の減額と定住促進住宅整備事業、地域定住支援事業、地域支援交付金の実績見込みによる調整でございます。

次に、19ページをお願いします。

19ページの1番上の、目の1社会福祉総務費、減額1,552万5,000円は、プレミアム付商品券事業実績に伴う減額が主なものでございます。

次のページをお願いします。

20ページの中ほどの下の、目の1老人福祉費、増額251万4,000円は、施設入居者の介護加算分の増額でございます。

その下の、目の3介護保険事業費、減額298万8,000円は、介護保険地域支援 事業実績見込みによる介護保険事業特別会計繰出金の調整でございます。

21ページの中ほどの、目の2予防費、減額387万円は、予防接種実績見込みによる調整でございます。

1番下の、目の4母子保健事業費、減額415万円は、妊婦健康診査実績見込みによる調整でございます。

次のページをお願いいたします。

22ページ、上から 2 段目の、目の 8 保健センター管理費、減額 312 万 5,000 円は、保健センター大規模改修の入札執行残による減額が主なものでございます。

1番下の、目の1農業委員会費、増額271万6,000円は、農地利用最適化事業 に係る農業委員及び推進員の活動実績による増額でございます。

23ページ中ほどの、目の2農業振興費、減額400万8,000円は、作物台帳デジタルマップ化調査員賃金の実績見込みによる調整と種子島農業公社研修事業、各増産対策事業実績見込みによる減額でございます。

その下の、目の3園芸特作振興費、減額332万4,000円は、産地パワーアップ 事業等実績見込みによる負担金、補助金の調整でございます。

次のページをお願いします。

24ページの上から2段目の、目の5甘味資源振興費、減額1,474万1,000円は、サトウキビ機械導入等支援事業及びサトウキビ作地力増進対策事業等の実績見込みによる補助金の調整でございます。

3段下の、目の12農村振興運動費、減額1,204万3,000円は、機構集積協力金 交付事業、農業次世代人材投資事業の実績見込みによる補助金の調整でござい ます。

25ページの1番上、目の2林業振興費、減額160万円は、戦略産品輸送費支援事業の実績見込みによる補助金の調整でございます。

その下の、目の4造林事業費、減額264万円は、森林環境保全直接支援事業の実績見込みによる調整でございます。

中ほどの、目の2水産業振興費、減額121万4,000円は、輸送コスト支援事業の実績見込みによる補助金の調整でございます。

その下の、目の1農地総務費、減額305万円は、県営事業の基盤整備事業及び農道整備事業の事業実績見込みによる負担金の調整でございます。

次のページをお願いします。

26ページ中ほどの、目の2商工業振興費、減額818万円は、ふるさと応援寄附金に係る返礼品実績見込みによる調整でございます。

27ページの、目の1土木総務費、減額284万9,000円は、地方特定道路整備事業の事業変更による調整が主なものでございます。

その下の、目の4道路改良舗装費は、各道路改良舗装事業実績見込みによる 委託料、工事費、用地補償費等の組み替え調整でございます。

次のページをお願いします。28ページ、中ほどの、目の1空港管理総務費、減額260万円は、委託職員及び草払い作業員実績による減額でございます。

その下の、目の2公営住宅長寿命化対策事業費、減額1,916万3,000円は、町営住宅横町団地設計業務、伏之前団地大規模改修工事の事業費確定による調整でございます。

29ページ1番上の、目の1事務局費、減額179万8,000円は、地域おこし協力隊の賃金の減額が主なものでございます。

その下の、目の3教職員住宅管理費、減額166万円は、入札執行残に伴う減額でございます。

1番下の、目の2教育振興費、増額1億130万3,000円は、GIGAスクール構想の実現事業により、小学校内のネットワーク環境整備とタブレット端末購入費が主なものでございます。

次のページをお願いします。

30ページ、中ほどの、目の1学校管理費、減額258万3,000円は、スクールバス契約変更に伴うものでございます。

すぐ下の、目の2教育振興費、増額2,138万1,000円は、小学校と同様で、GIGAスクール構想の実現事業により、中学校内のネットワーク環境整備とタブレット端末購入費が主なものでございます。

31ページ、中ほどの、目の3芸術文化費、減額140万円は、自主文化事業実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いします。

32ページ上段の、目の1保健体育総務費、減額170万4,000円は、県熊毛地区大会出場補助で実績確定に伴うものでございます。

33ページ、目の1現年発生農業用施設等災害復旧費、減額674万7,000円は、 入札執行残に伴うものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を説明いたします。

8ページをお願いします。

8ページ、中ほどの下の、款の13使用料及び手数料の、目の3土木使用料、減額386万6,000円は、町営住宅使用料の収入見込みによる減額でございます。 次のページをお願いします。

9ページ中ほどの、款の14国庫支出金から、11ページの、款の15県支出金までは、各国県支出金の交付決定により調整するものでございます。

12ページをお願いします。

12ページ上段の、款の16財産収入、目の1不動産売払収入、増額360万1,000円は、町有地の売払収入でございます。

その下の、目の3生産物売払収入、減額204万6,000円は、風力発電に伴うものでございます。

中ほどの、款の17寄附金、目の1寄附金、減額1,082万6,000円は、ふるさと 応援寄附金等の実績見込みによる調整でございます。

その下の、目の1財政調整基金繰入金、目の2その他特定目的基金繰入金は、 財源調整によるものでございます。

次のページをお願いします。

13ページ中ほどの、目の1雑入、節の4雑入、減額985万1,000円は、雑入説明欄の2行目、熊毛地区消防組合前年度精算返納金、増額1,558万2,000円、中ほどの、市町村振興宝くじ市町村交付金、増額263万7,000円、1番下の、プレミアム付商品券販売事業売上金、減額2,900万円が主なものでございます。

13ページ中段から14ページにかけての町債は、各事業費確定による調整でございます。

歳入は以上でございます。

6ページをお願いします。

6ページ、第2表繰越明許費でございます。国の補正予算措置により、今回の補正で予算計上したGIGAスクール構想の推進事業及び道路河川事業ほか13件で、3億1,746万8,000円が年度内に完成が見込めないため繰り越しをするものでございます。

7ページ、第3表地方債補正でございます。1の追加ですが、国の補正予算に係るGIGAスクール構想の推進事業の追加で限度額を5,000万円に定めるものでございます。

2の変更ですが、補正後の限度額で、公営住宅建設事業費を4,750万円、災害復旧事業をゼロ。辺地対策事業を2億4,680万円、過疎対策事業を2億7,060万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法については変更ございません。

最後に1ページをお願いします。

1ページ、第 1 条第 1 項は、既定予算から4, 178万7, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億6, 506万4, 000円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に よることとするものでございます。

第2条は繰越明許費について、第3条は地方債補正について規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、永濵一則君。

○5番(永濵一則君) 29ページの1番下段です。教育振興費、タブレット端末

を購入しているようですが、これは、小学校だけで、各学校に何個ずつの配 布でしょうか。お願いします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- 〇町長(田渕川寿広君) 教育長に説明させます。
- 〇議長(德永留夫君) 教育長。
- ○教育長(北之園千春君) そのことについて正確な数を教育総務課長がお答え いたします。
- 〇議長(德永留夫君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(浦口吉平君) それでは私のほうでお答えをいたします。

まず総数です。小学校は、全体で153台。関係がありますので、中学校については47台、トータル今年度、補正予算、今回の補正予算では200台の導入を予定をしております。

各学校分について、少し拾いますと、少しお待ちください。すいません、資料がちょっと、大変多ございまして、こちらについては文書の方で議員の皆さんに後ほど報告する形でもよろしいでしょうか。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) 説明ありがとうございます。今後も年次的に増やすつもりでありますか。お願いします。
- 〇議長(德永留夫君) 教育長。
- ○教育長(北之園千春君) これから3年間にわたって、1人1台を実現していく考え方でございます。
- 〇議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。 11番、戸田和代さん。
- O11番(戸田和代さん) 歳出のほうで、19ページの民生費です。プレミアム商品券販売減で、減額となっておりますが、これは非課税対象者だと思いますが、対象者は何名で、何名の方が買われたのか、内訳をお願いします。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 福祉環境課長に説明させます。
- 〇議長(德永留夫君) 福祉環境課長。
- ○福祉環境課長(上田勝博君) 私のほうからお答えをさせていただきます。

対象者につきましては、非課税世帯、子育て世帯を合わせまして2,450名ほどとなってございます。購入者につきましては、900名ほどが、900名分が購入されている状況でございます。

以上でございます。

○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。

12番、園中孝夫君。

O12番(園中孝夫君) 歳入のほうで、8ページでございますが、土木使用料、 住宅の使用料でございますけども、住宅使用料の386万円の減になっておりま すけど、これは何名ぐらいでこういうふうな感じで、のせているんでしょう か。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- 〇町長(田渕川寿広君) 担当課長に答弁させます。
- 〇議長(德永留夫君) 建設課長。
- ○建設課長(長田認君) 説明いたします。

家賃の決定につきましては、毎年、収入に応じた見直しを行っております。 今回が全体的に収入水準、家賃水準が下がったことによること及び高額者の退去、低額者入居などの要因により、金額が下がったことによるものでございます。 なお入居者については215世帯でございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) では回収ができなくじゃなくて、住宅料が下がったということで、そういうことでのせているということですね。
- 〇議長(德永留夫君) 建設課長。
- **○建設課長(長田認君)** 今回の補正の減額につきましては、徴収率が下がった ことによる減額ではございません。先ほど申し上げました家賃の見直しに伴 う減額でございます。

以上でございます。

○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、可決されました。

○議長(徳永留夫君) ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時20分からとします。

\_\_\_\_\_

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

\_\_\_\_\_

〇議長(徳永留夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

----

日程第23 議案第18号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補 正予算(第4号)

○議長(德永留夫君) 日程第23、議案第18号、「令和元年度中種子町国民健康

保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第18号について説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金は、社会保障税番号制度システム整備費補助金22万円の増額、事務費繰入金56万4,000円の増額、歳入歳出調整に伴う法定外繰入金1,172万2,000円の増額、交付決定に伴う保険基盤安定繰入金67万5,000円の増額です。県支出金は、見込みに伴う普通交付金181万1,000円の増額、特別交付金1,118万6,000円の減額、県繰入金2号分408万2,000円の増額、特定健康診査等負担金が44万8,000円の減額が主なものでございます。

歳出については、総務費が30万円の減額、実績見込みに伴う保険給付費737万3,000円の増額、保健事業費18万5,000円の減額。償還金は30年度分確定に伴う第三者求償等に係る返還金70万4,000円の増額です。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ749万3,000円を追加し、補正後の予算総額を12億3,932万8,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(德永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

----

## 日程第24 議案第19号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予 算(第4号)

○議長(徳永留夫君) 日程第24、議案第19号、「令和元年度中種子町介護保険 事業勘定特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 議案第19号について説明いたします。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料過年度分の収入増により27万 4,000円の増額。国庫支出金については、介護保険事業費補助金19万円の減額、 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援事業分が377万4,000円、総合事 業以外の地域支援事業分が220万1,000円それぞれ減額です。保険者機能強化推進交付金が180万円の増額です。いずれも決定通知に伴うものでございます。支払基金交付金の介護給付費交付金62万7,000円、地域支援事業支援交付金407万6,000円それぞれ減額です。決定通知に伴うものでございます。県支出金の高齢者元気度アップ地域活性化事業費補助金51万8,000円、地域支援事業交付金の総合事業分188万7,000円、総合事業以外分で110万1,000円、決定通知によりそれぞれ減額でございます。一般会計繰入金の地域支援事業繰入金総合事業分で188万7,000円、総合事業以外分で110万1,000円をそれぞれ減額でございます。介護保険準備基金繰入金は、291万5,000円の減額です。諸収入は、第1号被保険者延滞金1万6,000円、返納金5万3,000円それぞれ増額です。

歳出につきましては、一般管理費が介護保険システム改修費の負担金が主なもので3万6,000円の増額。保険給付費で居宅介護サービス給付費300万円の減額、介護予防住宅改修費100万円、高額介護サービス費200万円それぞれ増額です。包括的支援事業任意事業の包括的支援事業327万3,000円、任意事業45万9,000円、社会保障充実分198万4,000円、それぞれ人件費などの減額によるものでございます。介護予防・生活支援サービス事業929万8,000円、一般介護予防事業費315万6,000円それぞれ減額です。

その結果、歳入歳出からそれぞれ1,813万4,000円を減額し、補正後の予算総額を12億72万3,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

----

## 日程第25 議案第20号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)

○議長(徳永留夫君) 日程第25、議案第20号、「令和元年度中種子町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 議案第20号について説明いたします。

歳入につきましては、新規の被保険者増に伴う普通徴収保険料163万9,000 円の増額、財源調整に伴い事務費繰入金62万2,000円の減額。交付決定に伴う 保険基盤安定繰入金56万9,000円の減額、交付決定に伴う広域連合受託事業収 入62万3,000円の増額が主なものです。

歳出につきましては、保険料増見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金 107万円の増額が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算それぞれ107万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を1億4,174万8,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第26 議案第21号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(徳永留夫君) 日程第26、議案第21号、「令和元年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 議案第21号について説明いたします。

収益的収入については、営業収益で受託工事収益の新設工事に伴う分担金13万円、その他営業収益の材料売却代金1万7,000円、特別利益で過年度収益がなかったため、1,000円それぞれ減額するものでございます。

収益的支出については、営業費用で配水及び給水費の光熱水費5万円、総係費で委員報酬1万円、減価償却費で構築物分5万円、資産減耗費で機械及び装置分190万円、営業外費用で控除対象外消費税として雑支出250万円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的収入を14万8,000円減額し、収益的収入予算の総額を2億7,867万9,000円、収益的支出を451万円増額し、収益的支出予算の総額を3億1,178万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の工事負担金で水道施設移設補償費101万3,000円を減額し、 資本的収入の総額を9,098万7,000円とするものでございます。 資本的支出については、建設改良費の営業設備費でシステムのリース料を1万円増額し、総額を2億242万円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億1,143万3,000円は、減債積立金213万円、過年度損益勘定留保資金1,935万円、当年度損益勘定留保資金7,771万2,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,224万1,000円で補填するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 令和2年度中種子町一般会計予算

日程第28 議案第23号 令和 2 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予 算

日程第29 議案第24号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第30 議案第25号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第26号 令和2年度中種子町水道事業会計予算

〇議長(徳永留夫君) 日程第27、議案第22号、「令和2年度中種子町一般会計 予算」から、日程第31、議案第26号、「令和2年度中種子町水道事業会計予 算」までの5件を一括議題とします。

施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) それでは、令和2年度の施政方針を申し述べさせていただきます。昨年は、天皇陛下の御即位に伴い元号も平成から令和へと変わり新しい時代の幕開けとなりました。

また、各地で自然災害が発生し、多くの方が犠牲になられ、家屋や農作物などにも甚大な被害が発生しました。犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げ、1日も早い復興を願うばかりでございます。そのような中、令和元年度、本町では幸いにも大過なく過ごせましたことに感謝いたしますとともに、町政運営につきましても、議員の皆様、町民の皆様方の御理解御協力を賜り、各事業がおおむね順

調に推進できましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和2年度は、本町の行政推進の指針となる長期振興計画の第5次計画がスタートして最後の年となります。また、国の地方創生法に基づく、中種子町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和元年度までの5カ年において集中して取り組むべき戦略を掲げていましたが、計画期間を長期振興計画と足並みをそろえ1年間延長し、より強固に推進してまいります。

この二つの計画及び戦略は、本町が目指す「人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまち なかたね」の実現のための柱になるものであり、この計画に基づき、農業を中心とする第一次産業や観光交流を絡めた商工業などの産業振興、町民生活に欠かせない道路や交通情報通信体系の基本整備、本町の将来を担う子どもたちの教育や町民の文化・スポーツ活動による豊かな心と健全な体の育成、さらに保健、福祉、医療、介護の分野においては、町民それぞれの世代、環境において全ての方々が満足した生活が送れるための施策などを計画的に推進していくことが必要となっています。

このため令和2年度の行政運営においては、これらの計画などを基本に、町民のより豊かな生活と所得向上を目指した施策の実行や自然災害などの対処も含め、安全安心な環境づくりを目標として、町民の皆様、議員の皆様と共通認識を深めながら、効果的かつ健全な行政運営に努めてまいります。皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年度予算でございますが、歳入では、町税は重要な財源でありますので、正確で迅速な収納管理に努め自主財源の確保を図ってまいります。

国庫支出金、県支出金については、国県の予算編成に留意し、財源確保に努めます。引き続き地方交付税の増額、離島振興予算枠の拡大、有人国境離島法の効果的な活用と、市町の負担率の軽減もあわせて国や県に強く要請してまいります。

輸出入に依存度の高い国内経済は、コロナウイルスにより心配される部分も 否めませんが、基調として緩やかに拡大している状況の中、県内においても、 全体として緩やかに回復しつつあるようです。

本町では、基幹作物であるキビ・甘藷ともに大きな気象災害を免れ増収が見込まれます。また、畜産については、子牛価格が依然として堅調に推移しており、引き続き明るい材料であります。

このような状況の中、今年度も引き続き適正で公正な課税、公平で確実な徴収、そして正確で迅速な収納管理に重点を置き、自主財源確保に努め、収納率の向上よりもいかに現状を維持していくか、さらに新規滞納をつくらないことが課題であると考えます。

歳出については、町民の皆様を初め、各種団体、振興会等々の意見や議員各位の御提案も参考に効果が望めるものを中心に編成いたしました。

それではまず、農林水産業について御説明いたします。

農業農村を取り巻く情勢はグローバル化が急速に進展しつつある中、国内においては、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、食の安心安全に対す

る関心の高まりなど大きく変化してきています。このような状況の中、農業者が自信と誇りを持って取り組める農業と活力ある豊かな農村づくりを進めるため、関係機関、団体一体となって、農林水産業の振興に努めなければなりません。

基幹作物であるサトウキビについては、近年、気象災害などによる不作が続く中、栽培面積が減少してきており、面積推進と単収向上へ向けた取り組みを進めることが喫緊の課題となっています。そのため、土づくりが重要となることから、農協の堆肥センターを有効活用し、ストックヤードの整備を図ります。でん粉原料用サツマイモは作付け面積がここ数年横ばい状態から減少傾向で、工場の操業危機回避のため、輪作体系の推進とバイオ苗供給による優良種芋の確保と早期植え付けを促すため、育苗段階での支援を行います。生産性向上及び労働力削減のため生分解性マルチの普及を図ってまいります。

水稲については、新たな水田政策の定着に努め、消費者ニーズに合ったおい しい米づくりを推進するとともに、WCSによる戦略作物の定着を推進します。 安納芋については、出荷販売統一基準に基づいた生産体制の確立のためブラ

ンド推進本部事務局の拡充を図り、引き続き糖度測定を行い、栽培技術及び品質向上を図るため、バイオ苗供給など関係機関一体となって取り組みます。

園芸作物などについては、消費者ニーズに合った安心・安全・信頼システムの構築とポジティブリスト制度の遵守に努めながらK-GAP取得を推進するとともに、品質及び単収向上に努めます。

また、葉タバコについては、単収向上及び労働力削減を図るため、生分解性マルチの推進に努めます。さらに、農家のコスト削減を図ることを目的に有人国境離島交付金を活用して、農産物の海上輸送支援を行います。

鹿被害対策につきましては、引き続き猟友会と連携を密にとりながら、電気柵、ネット、金網などの設置事業に取り組み、被害の軽減に努めてまいります。 また、担い手の確保育成を図るために、関係機関団体による総合的な推進体制を整備し、地域の担い手を明確にしながら、その経営改善と育成・支援することにより、望ましい農業構造を確立してまいります。

畜産につきましては、本町農業基幹作目としての畜産の規模拡大を図りなが ら、地域の特性を生かした活力ある産地づくりを推進します。

肉用牛については、耕種部門との複合経営を基本にしつつ、生産性の高い肉用牛繁殖経営の育成を図るため、各種補助事業及び制度資金を積極的に活用し、繁殖素牛の頭数維持、子牛の損耗防止を図りながら経営基盤の強化に努めてまいります。

酪農については、生産効率の高い専門型酪農経営を推進するため、町の貸付事業を積極的に活用し、搾乳素牛確保を図りながら、衛生的、成分的にも良質な生乳生産を促進します。そ飼料確保の分野で増加傾向にあるWCS用稲の栽培については、WCS用稲耕畜連携推進協議会において、耕種農家との連携を密にし、高品質のそ飼料確保に努めます。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮

させるため、水源涵養・地球温暖化防止等森林の持つ目的に沿った計画的かつ 効率的な森林整備と施業の集団化・共同化を推進します。その目的の一つとし て、地元材の利用拡大推進のために、民間住宅分野への木材利用や公共施設、 公共工事への木材利用を推進していくこととします。また、地元材利用の拡大 を図りながら、牛舎の敷料としてのおが粉の搬入を計画していきます。

水産業を取り巻く情勢は依然として資源の減少や魚価の低迷、漁業就業者の減少、高齢化、消費者の魚離れなど、厳しい環境に置かれています。本町は周辺海域に好漁場を有する恵まれた海域条件を有していますが、水産業の振興を図る上では、資源管理の推進はもとより、中核的漁業者や新規就業者の確保、育成、水産物の販路の拡大、付加価値の高い製品づくりや魚食普及など多くの課題を抱えている中、離島漁業再生支援交付金事業を活用して、資源回復のために、漁協、ごんげん中種子集落と連携を図りながら効率的な事業を推進し、沿岸漁業の振興を図ります。また、水揚のほとんどが島外に出荷していますが、輸送運賃が大きな負担になっているため、漁業者のコスト削減を図ることを目的に、有人国境離島交付金を活用して、魚介類の海上輸送支援を行い、負担の軽減を図ります。

そして本町では、農家の高齢化が進み、担い手となりうる地域の中心的経営体の減少、耕作放棄地の潜在的拡大など、さまざまな問題を抱えその対策が求められています。これらに即し「新たな土地改良長期計画」の基本戦略に基づき、今後も引き続き食料の安定的な供給、担い手の育成確保など、農家経営の安定向上を図るため、生産基盤と環境整備を総合的に推進する必要があります。特に本町の基幹作物であるサトウキビの生産現場における機械化が進む中、道路条件が整っていないなど、地域の実情に応じた対策を講じることで、機械化に対応し、県営4事業7地区と町営事業として、団体営農業基盤促進事業2地区を実施し、各種事業を積極的に推進しながら、農業農村整備事業の持続的展開に努めてまいります。また、多面的機能支払交付金で農業農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する地域活動を支援します。

本町の地籍調査につきましては、これまでの調査累計面積が、104.32キロ平 方メートルで、79.25%の進捗率となっており、本年度は、種子島空港の南東 部を調査区域とし関連業務を円滑に進めてまいります。

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、農地利用の最適化を推進することが農業委員会の主たる業務に位置づけられました。このうち特に大きな柱である担い手への農地集積、集約化についてが課題であり、農業委員及び推進委員が農家への戸別訪問を行い、農地の出し手、受け手の意向確認や、人と農地のマッチングまでの活動を取り組みます。また、農地中間管理機構と連携し、意欲ある規模拡大志向農家や農地所有適格法人などへのあっせん活動を積極的に進め、耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

続きまして、地域公共交通などの維持確保対策でございますが、平成29年4月にいわゆる有人国境離島法が施行されたことから、法に基づく交付金を積極

的に活用した事業の取り組みにより、法が目的とする国境離島の地域社会維持推進を図ってまいります。本町のような有人国境離島地域は本土から遠く離れ交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利地域性に鑑み、離島での継続的な居住が可能となる環境を整備するため、住民の航路・航空路の運賃を低廉化し、住民生活環境の利便性を向上させてまいります。また、町内島内において高齢者や障害者など交通弱者と言われる方々の通院や買い物などの日常生活における移動手段を確保するため、コミュニティバスや路線バスなど地域公共交通網の整備、充実を図ります。また、運行事業者と連携を密にし、5年後10年後のコミュニティバスのあり方について協議を進めながら、バスの小型化や運行ルートの検証など交通弱者の不便を少しでも解消するべく調査研究を進めてまいります。住民が災害時や日常生活において、いつでも利用可能で便利な環境を整備するとともに、産業や医療福祉及び行政などのサービス向上を図るためにも、情報通信基盤の整備、充実を推進します。

町内のインターネット回線環境は光通信網が全域に整備されているものの、数年後にはサービス開始がなされるであろう5Gなどの大容量の情報を瞬時に利用できるサービスの開始に合わせて、インターネット回線の有効利用や端末機器の操作方法など習熟する必要性も望まれるところです。このため本年度から町内の小・中学校で1人1台の端末機の設置などを進め、ICT、IOTの理解を深めるための教育にも取り組んでまいります。このような教育の中で、これから目まぐるしく進化するであろうIT社会でルールにのっとったネット社会での生活を意識づけしつつ、健全な青少年の育成に結びつけることがこれからの社会で力を発揮できる子どもたちの育成につながるとともに、あわせて離島での最新のネット環境整備によるIT先進の町をセールスポイントとして、移住定住やIT関連の企業誘致も積極的に進めてまいります。

地域の活性化や定住促進対策は過疎化及び少子高齢化の進行により集落における環境整備、伝統芸能の継承など、地域活動の維持存続が困難になりつつあるとともに、いわゆる限界集落化により、集落組織自体の存続も危惧されます。また、住民の生活パターンの多様化、勤務先の広域化、休日勤務など、労働時間帯の拡大などにより共同による活動が困難になりつつあります。このような中で、行政事務の専門化・多様化により、集落等の地域課題に対し行政が全ての課題に直接関与できない状況となっており、今後は自助・共助・公助による課題解決への取り組みが必要であると考えます。

特に、集落等の地域内での共助の取り組みは、防犯、防災、福祉、教育、環境衛生など多方面において期待されることから、集落や校区、さらに地域問題に取り組むNPOなどの組織の育成、活動支援が必要となります。このことから、集落活動の育成、支援として活動に要する財源と活動を実践する人材の確保が不可欠であり、活動事業に対する補助金の交付及び活動のサポートを行うこととします。

また、移住者、地域後継者の定住による地域の活性化に資するため、定住に必要となる住宅の確保及び情報提供を推進するとともに、地域後継者の結婚対

策に取り組みます。地域住民が主役の地域づくりや地域の創意工夫を活かした 特色ある地域づくりの推進を目的とし、地域みずからが取り組む地域活性化に 資する活動に対して、地域活性化交付金を引き続き交付します。集落に対して は組織活動の維持を含む事業も対象とし、校区その他の団体については、新規 事業及びその継続となる事業を交付金の対象とします。

地域活動の主体はそこに住む地域住民でありますが、その活動を実践するには、アイデアとそれに取り組もうとする熱意を持つ人の力が必要であることから、校区を単位とし、そこに住みながら地域活動のサポートをしてもらうため都市圏から地域おこし協力隊を募集、配置します。

また、地域活動や産業振興の担い手、後継者の確保は喫緊の課題であることから、I Uターンなど移住者による人口減少の緩和が対策の一つでございます。移住希望者からの空き家紹介に対応するため、平成28年度実施した空き家調査結果をもとに、空き家バンクへの登録と活用により、空き家の有効活用と人口減対策を効果的に推進します。また、移住者へ貸し出す目的に町内の空き家を改修する経費に補助を行い、定住環境の整備を行います。

市街地、野間校区を除く地域での地域後継者となる若者などの定住による地域活動の活性化や小学校の小規模化対策を推進するため、住宅を取得し、定住する者に補助するとともに、義務教育就学児以下の子どもを有する世帯への加算を行います。

続きまして商工業の振興についてでございますが、本町の商工業は家族的経営による小規模な零細事業者がほとんどであるとともに、景気低迷と本町の基幹産業である農業の基幹作目の作況低迷もあって、消費活動も停滞ぎみであること、さらにドラックストアなどの大型店舗の出店による消費者の流出により事業運営に苦慮している状況であります。

このような中、町商工会などの事業者組織により会員事業者への経営指導のほか、ポイントカード導入により地元店舗での消費誘導に努めています。ただし、組織の財政基盤が脆弱であることから、組織体制の維持を支援するとともに、商工業者への金融支援により地域商工業の振興を図ります。また、地元特産品の開発及び情報発信により販路拡大を推進するため、地域おこし協力隊の登用やふるさと納税返礼品の開発活用など積極的な取り組みを行います。

観光交流推進事業に関しましては、国も施策の一つとして観光立国を掲げ、 県においても第一次産業と観光の振興を第1の主要施策としている中、本町に おいても、観光交流人口の拡大による産業振興を長期振興計画及び地方創生総 合戦略に掲げているところであります。

本町の観光資源としては、他市町に比べ乏しく、島内観光ルートにおいても滞在時間が短く通過型となっていることから、観光に関連する産業の形成は小規模となっている現状です。このような中で、観光形態が体験やグリーン・ツーリズムなど自然、文化、歴史などに触れ、学ぶ観光を求める傾向にあることから、国指定文化財となっている古市家住宅や自然レクリエーション村及び阿嶽川マングローブ林を活用した観光、さらに農林漁家での民泊、総合運動公園

でのスポーツ合宿や趣味を生かしたイベントなどの体験、交流活動に向けた取り組みと地域おこし協力隊の活動による島の魅力の情報発信を推進します。

また、種子島はサーフィンの適地として周知されてきていますが、まだまだ全国的に浸透していない状況であることから、全国規模の大会を開催し、サーフアイランドとしての情報発信を国内外に向け行い、サーフィン愛好家や観光客の増加を図ってまいります。さらに来島により、島の魅力に引かれた移住定住者の増加による地域の活性化が期待されるところでございます。

また、今年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催もあり、観戦に来日した海外からの観光客の誘客にも積極的に取り組んでまいります。観光や各種ツーリズムによる交流人口の拡大は、その経済効果、商店街のにぎわいなど短期間で大きな効果が望めない部分もあり、地道に取り組んでいかなければならない施策の一つであると考えます。さまざまな分野でここ中種子町が、種子島観光の拠点となるよう、スポーツ合宿などを含め、本町の魅力を体験していただき、あわせて移住希望者などとの情報交換も視野に入れながら、情報発信、活性化につなげていきたいと思います。

次に、福祉関係においては、本町が65歳以上の割合が約38%という高齢化社会を迎え、地域力の低下も危惧されている中で、町民の福祉施策へのニーズも多種多様に変化しています。このような中、全ての人が安心して生き生きと自立した生活を送ることができるように、「共に支え合う共生・協働の福祉社会の実現」のための各種事業を着実に推進していきます。高齢者に対する施策に関しては、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業などによる介護を予防するための事業を推進しながら、元気高齢者の増加に努めるとともに、老人クラブの育成や活動の活性化支援など、地域の人的、社会資源の利活用による生きがいと安心を確保するための事業に努めてまいります。

また、第8期介護保険事業計画については、高齢者実態調査における町民ニーズを踏まえた質の高いサービスの提供と適切な給付の保持、健全な介護保険事業の運営を維持するための計画策定を進めます。子ども子育て支援に関しては、子ども子育て支援事業計画に基づき各種施策の充実を図ります。

また令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことを受け、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から小学校就学前の子どもの副食費を、国の副食費無償化の対象第3子以降から第2子までに拡大し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

障害者の社会参加と自立支援、ひとり親家庭への支援についても、日常生活 用具給付等の地域生活支援事業や重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助 成事業の実施などの支援を継続して行います。

町民の健康増進、医療費の抑制、町民相互の触れ合いを目的として運営を行っております温泉保養センターについては、営業開始後25年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、外、内壁、電気、空調などの改修を実施し、さらなる町民の心身の健康増進を図りたいと考えます。

衛生的な生活の観点から、環境美化、公衆衛生、防疫、狂犬病予防など、町民の生活環境の維持向上を図るための取り組みを、引き続き町衛生自治会とも連携協力しながら進めていきます。近年増加しております海岸漂着ごみにつきましては、町民の御協力をいただきながら毎年実施している町内一斉海岸清掃ボランティア活動やシルバー人材センターによる海岸漂着物地域対策推進事業を継続しながら、美しい海岸線の維持に努めていきます。また、ごみ処理対策については、適正な分別の周知を図り、循環型社会の構築を進めていきます。生活環境においては、快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、合併浄化槽への移行を進めながら、自然環境の保全を図ります。

町民の戸籍事務など窓口業務については、不正などの防止対策として、窓口での本人確認、適正な申請事由の確認に努め、住民サービスの向上を図り、法令を遵守した事務遂行に努めます。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードについては、令和4年度までに居住するほとんどの人が持つという国の方針により申請、交付を強く推奨していきます。

また近年、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により、疾病構造も複雑化し、生活習慣病の症例が増加しつつあります。保健センターを町民の健康づくりの拠点としてライフステージに沿った健康づくりを推進し、疾病の早期発見、早期治療を目的に、各種健診事業に取り組み、健康寿命の延伸による町民生活の向上とともに、社会保障負担の軽減促進につなげていきたいと思います。

平成30年度からの新たな国保制度により、県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保において中心的な役割を担い、本町もこれまでと同様に、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を進めていきます。このことにより、医療介護などのサービスを身近な地域で包括的に確保できる体制を構築し、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取り組みを行い、被保険者数は減少傾向にある医療費抑制を図るため、特定健診、若年健診、各種がん検診の受診率向上及び特定保健指導の充実を推進し、あわせて疾病予防事業として運動教室など健康づくり事業を拡充していきます。

後期高齢者医療については、高齢化による被保険者数の増、高度医療化に伴い医療費は年々増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、保健事業の拡充を図り、長寿健診受診率向上や定期的な人間ドックなどの周知を進めるとともに、後期高齢者医療広域連合との連携を密にしながら、被保険者の健康意識の向上をサポートし、高齢者社会の安心と健康づくりを目指してまいります。

子育て支援の観点からの保育に関してでございますが、昭和47年に開設された中央保育所の現在の定員は140人で、0歳児から就学前の5歳児までを対象とし、国の保育指針に沿って家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児の保育を行い、待機児童ゼロを継続していきます。安心安全な保育を実現するため、保育士の確保と配置には最善の注意を払い、隣接市町の子育て支援センターや保健センター、各関係支援施設との連携を図りながら事業を実施い

たします。

一時預かり事業については、保護者の看護及び介護などのやむを得ない事由 による保育、保護者の疾病などによる緊急時の保育、日常生活上の突発的な事 情などによる一時的な保育などに対応してまいります。

続きまして、学校教育については、県及び地区教育行政の施策を踏まえ、豊かな心を持ち、たくましく生きる能力、みずから学ぶ意欲、社会の変化に対応できる「生きる力」を育むために、「風に向かって立つ」を基本目標に定め、学力向上対策、少人数教育、複式指導対策、いじめの早期発見及び未然防止対策、土曜授業のさらなる充実や教職員の資質向上など、問題解決に積極的に取り組んでまいります。学校施設、設備の改修や更新、教職員住宅の整備を行い施設の保全管理に努めます。特別支援教育支援員配置やうみがめ留学推進など、引き続き支援してまいります。

社会教育の分野では、「あすをひらく心豊かでたくましい人づくり」「郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進」を基本目標としながら、町民が学習することができる生涯学習社会の実現に向け、町民の多様な学習ニーズに対応するための生涯各期における学習機会の拡充と、生涯スポーツ、芸術文化活動を推進するため、学校、家庭、地域社会、関係団体などと緊密な連携を図りながら各施策を展開し社会教育の振興に努めます。

町有施設などにつきましては、町民のニーズ、地域の発展に寄与し、安心安全で豊かな社会基盤構築のために、本町の長期計画に沿った各種事業導入を積極的に推進し、生活基盤の整備に努めていきます。

道路整備は、町民が最も身近に利用する施設であり、要望は多岐にわたっています。整備が必要な路線が多数存在する中で、国道及び県道整備については、県への要望を働きかけるとともに、町道については、地域の要望などを踏まえ、幹線道路、生活道路を優先し整備を実施していきます。

本年度は防災安全交付金事業などにより、下馬通線歩道整備事業、古房4号線第3溜池橋修繕事業、脇之川線脇之川橋撤去集約事業を実施します。単独事業として上方高峯線交通安全対策事業、池之尻永迫線及び大牟礼原之里線の災害復旧事業を実施します。河川等整備は、畠田集落内の河川を自然災害防止事業により継続して整備し、南大渡瀬川緊急自然災害防止事業及び浜川河川管理道路舗装事業を実施して、農地、宅地などへの被害防止、生活環境の改善を図ります。

町営住宅は、シロアリの予防駆除、老朽化した流し台、給湯器、風呂釜などの更新を行い、入居者の利便、快適性など住環境の向上を図ります。また、伏之前団地の改修工事、横町団地の改築工事を実施します。

漁港港湾管理は、漁港施設等長寿命化計画を策定して、予防保全型維持管理を行い、ライフサイクルコストの削減に努めます。また、中山漁港及び大塩屋漁港のしゅんせつ事業を行い、日常の点検管理に努め、漁船等の安全利用を図ります。

公園管理は、事故防止のため、日々の点検管理により安全性の確保と適正な

維持管理に努めます。

町道河川などの施設管理については、事故防止、災害防止を図るため、日々の点検管理に努め、早期の危険因子の排除、安全安心な生活基盤づくり及び交通の円滑、安全性の向上を図ります。

また、種子島空港の安全な運行利用を確保するため、鹿児島県及び種子島警察署など関係機関との連携を図り、種子島空港内の関係事業所とともに危機管理を常に意識し、利用促進の観点から空港関係機関とともに環境整備を促進してまいります。

本町の水道事業は、給水人口、給水量の減少に伴い料金収入が減少しており、また、施設の老朽化に伴う修繕料など維持管理費が増大して、厳しい財政状況の中、健康で文化的な町民生活や社会経済を支える生活基盤として適切な施設管理を行い、質の高い安心安全な水を安定供給することに努めます。老朽化が進む古房浄水場は、施設の規模を見直し災害に強く効率のよい浄水場とするため、水道施設耐震化事業として配水地の建設を実施します。水道水の安定供給及び有収率向上による経営改善を図るため、老朽管を耐震性のある水道管に更新して、安定的な水道水の供給を図ります。

火災など災害時における消防活動において消防団の果たす役割は大きく、なくてはならない組織でありますが、近年、消防団員の確保が厳しくなっているため、消防団員の処遇改善を図り、定数確保に努め、中央分団消防ポンプ自動車を更新いたします。

職員の定数管理については、定員管理適正化計画に基づき、適正な定員管理 に努めるとともに、給与の適正化、行財政の健全化に努めます。

中種子町公共施設等総合管理計画や固定資産台帳に基づき地方公会計との連携と資産管理の効率化に努めます。

以上、申し上げてまいりましたさまざまな施策や業務の遂行に当たっては、職員の資質の向上、そして町民の皆様に信頼される役場づくりが大切でございます。多様化する住民ニーズや地方分権に対応した行政推進を図ることはもちろん、行財政の健全化を図り、職員の資質の向上と時代に即した人材の育成に努めてまいります。

令和2年度に向け、施政方針を述べさせていただきましたが、厳しい財政状況の中ではございますが、国県の各種事業や補助金などの有効な活用を検討しつ、効果的な施策の遂行に努めてまいりますので、町民の皆様、議会議員の皆様の御指導、御理解、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

議案第22号から議案第26号までのそれぞれの会計の令和2年度当初予算について説明をいたします。

令和2年度の地方財政対策によれば、地方財政計画の規模は前年度比1.3%程度増の約90兆7,000億円と見込まれております。また一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持再生、防災減災対策に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度比1.2%増の163兆4,000億円を確保し、そのうち地方税及び地方譲与税などについては、

経済情勢を反映し、前年度比1.6%増の約43兆5,000億円となっております。地方交付税は前年度比2.5%増の約16兆6,000億円を計上する一方で、臨時財政対策債は地方財政の健全化を図る観点から、前年比の3.6%減の約3兆1,000億円となっております。借入金残高は令和2年度末で189兆円程度と見込まれ、多額の償還負担が継続することが予想され、将来の財政運営への圧迫が懸念されます。

さて、本町の令和2年度の各会計当初予算額は、一般会計66億5,600万円、特別会計26億1,700万円、公営企業会計3億1,800万円となったところでございます。

それでは、議案第22号、令和2年度一般会計予算から御説明いたします。

令和2年度の予算編成につきましては、第5次長期振興計画の最終年となり、 財源的に非常に厳しい状況のもと、本町の身の丈に合った施策を厳選し、予算 編成を行ったところです。

まず、歳入予算について御説明いたします。

町税などの自主財源は、予算全体で構成比26.7%となっております。このうち、町税は、サトウキビの増収などを反映させた賦課により、前年度に比べ5.5%の増と見込んだところです。

繰入金は前年度に比べ5.6%の減となっております。財政調整基金、減債基金など各基金からの繰り入れが主なものです。

次に依存財源のうち最も額の大きい地方交付税、これは普通交付税と特別交付税で増額となり、全体で2.7%の増と見積もったところです。

地方特例交付金につきましては、地方法人課税の偏在是正措置がとられる影響から大幅な増となっているところです。

国庫支出金につきましては、社会資本整備事業補助金などの増加により10% の増となっています。

町債につきましては、水道事業出資債などの影響から12.1%の増となっています。

次に、歳出予算につきましては、性質別予算により説明をいたします。

まず、義務的経費につきましては構成比46%を占めており、増減率は前年度に比べ9%の増となっています。その内訳の人件費は、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の影響から、18.7%の増となり、扶助費は、特定教育・保育施設の副食費負担扶助などにより0.5%の増となっております。

公債費は、平成28年度借り入れの過疎債及び平成29年度借り入れの辺地債、合わせて8億円の償還開始の影響があり、4.2%の増となっています。なお、令和2年度末の借入金残高につきましては、3.5%増の82億円程度と見込まれています。

補助費などにつきましては、一部事務組合への負担減などから8.6%減となっています。

繰出金は、水道事業会計への繰り出しの増加から、29.1%の増となっています。

次に、普通建設事業費につきましては、構成比で14.4%を占めており、公営住宅の長寿命化事業、野間小学校体育館改修事業など優先事業を選定し、3.6%の減となっています。

以上が令和2年度一般会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第23号、令和2年度国民健康保険事業勘定特別会計予算につきまして説明いたします。

平成30年度からの新制度移行により、都道府県が財政運営の責任主体となり、 安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を市 町村とともに担うようになり、3年目を迎えます。今後も円滑な制度移行を図 るため、県と連携をとりながら、窓口業務や保健事業などのきめ細かい業務を 引き続き行っていきます。

このようなことで、本年度の歳入につきましては財源の根幹である国民健康保険税2億7,669万3,000円、県支出金の保険給付費など交付金8億4,585万1,000円、基盤安定負担金を含む一般会計繰入金1億761万3,000円が主なものです。

歳出につきましては、療養諸費など保険給付費 8 億2,412万2,000円、国民健康保険事業費納付金 3 億4,634万4,000円、保健事業費3,492万8,000円などが主なものです。

その結果、歳入歳出の総額をそれぞれ12億3,721万4,000円とするものです。 次に、議案第24号、令和2年度介護保険事業勘定特別会計予算につきまして 説明いたします。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画運営期間の3年目、最終年度となります。支出の状況については、要介護等認定者及び各種介護サービス利用者の増。消費税率等の見直しによる影響により給付費の増が見込まれます。これに対しまして、介護給付費の適正化をさらに推進し適正かつ充実した住民サービスに努めてまいります。

歳入については、65歳以上の全ての方が負担する第1号被保険者保険料1億6,907万4,000円、国庫負担金、介護給付費負担金1億9,946万2,000円、保険料の市町村間格差を是正するための調整交付金1億1,197万4,000円、地域支援事業交付金の総合事業分1,006万7,000円、総合事業以外分1,122万円、保険者機能強化推進交付金160万円、40歳から65歳未満の方が負担する第2号被保険者保険料分として社会保険診療報酬支払い基金からの介護給付費交付金3億232万9,000円、地域支援事業支援交付金1,087万2,000円、県負担金、介護給付費負担金1億6,475万3,000円、県補助金の高齢者元気度アップ地域活性化活動補助金100万円、地域支援事業交付金の総合事業分503万3,000円、総合事業以外分561万円、繰入金は、一般繰入金、介護給付費町負担分を合わせて1億8,363万1,000円、介護保険料軽減負担金は、国県町負担分として1,376万6,000円、地域支援事業の総合事業分503万3,000円、総合事業以外分561万円です。基金繰入金は保険給付費の財源を調整するため、介護保険準備基金から3,496万9,000円を繰り入れるのが主なものになります。

歳出については、総務管理費は人件費、事務費など経費として、一般管理費1,926万6,000円、賦課徴収費118万1,000円、滞納処分費14万2,000円、西之表市と共同で実施しております要介護認定に係る経費として、種子島地区広域事務組合へ介護認定審査会費事務負担金2,343万8,000円、各種介護サービスに対する保険給付費のうち、要介護1から要介護5と認定された方が利用する介護サービスなど諸費として9億8,848万円、要支援1・2と認定された方が利用する介護サービス等諸費として9,172万円、介護保険の負担が高額になった場合に支給される高額介護サービス費を3,006万円、医療費と介護サービス利用者で年間の合計額が一定以上の額を超えた方の高額合算サービス費506万円、低所得者の施設利用が困難とならないように一定額以上給付する特定入所者介護サービス等費7,322万円、要介護・要支援状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的支援事業任意事業全体で2,914万3,000円、介護予防生活支援サービス事業費4,102万9,000円が主なものになります。

歳入歳出予算総額は、前年度比103.5%、4,117万5,000円の増額となり、それぞれ12億3,610万7,000円とするものでございます。

次に、議案第25号、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度からの施行から12年が経過し、県広域連合のもと、安定的な財政運営がなされております。今後は令和4年度に向けて団塊世代の被保険者数が75歳を迎え、後期高齢者となり、それに伴い医療費も増加傾向にあります。今後も持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められております。

そのような状況の中で、本年度の歳入につきましては、後期高齢者医療保険料7,165万1,000円、一般会計繰入金6,738万7,000円、広域連合受託事業収入含む諸収入468万4,000円が主なものです。

歳出につきましては、総務費1,370万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,216万1,000円、保健事業費686万円が主なものです。

その結果、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,373万3,000円とするものです。 次に、議案第26号、令和2年度水道事業会計予算につきまして説明いたしま す。

中種子町水道事業は、町民生活や社会経済を支える重要な生活基盤として質の高い安心安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理、老朽施設の改善、漏水対策を図りながら事業を進めてまいります。

収益的収入については、水道使用料は1億7,290万7,000円、長期前受金戻入4,176万3,000円、他会計補助金2,330万1,000円、資本費繰入金4,475万5,000円が主なもので、総額2億8,331万4,000円とするものです。

収益的支出については、人件費、維持管理費、減価償却費など営業費用3億523万1,000円が主なもので、総額3億1,801万6,000円とするものでございます。 資本的収入については、企業債3億1,160万円、負担区分に基づく一般会計 からの出資金1億5,570万円、国庫補助金1億5,570万円などで資本的収入の総額を6億2,675万円とするものです。

資本的支出については、建設改良費で、古房浄水場の水道施設耐震化事業を行う浄水設備改良費6億6,256万円が主なもので、7億2,082万3,000円、企業債償還金3,532万8,000円、地方債償還金3,607万3,000円で、資本的支出の総額を7億9,222万4,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,547万4,000円は、当年度損益勘定留保資金8,363万9,000円、減債積立金1,663万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,520万1,000円で補填するものでございます。以上、令和2年度の当初予算につきまして御説明を申し上げました。

本町は第5次長期振興計画に基づき、年次的に施策を展開しているところですが、少子高齢化に対する扶助費の増加、経年劣化が進んでいる公共施設の維持補修など多くの課題がある中、有用な補助事業の活用や地方創生事業の推進により地域の活性化を図りながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

町議会を初め町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを 申し上げまして、令和2年度当初予算の説明といたします。

なお、一般会計当初予算の内容につきましては総務課長から説明をさせます。 御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(德永留夫君) 総務課長。
- ○総務課長(阿世知文秋君) それでは、令和2年度中種子町一般会計予算について御説明申し上げます。事項別明細書の歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

歳入につきましては、歳出予算の説明する際、財源内訳の特定財源の欄をもって説明にかえさせていただきたいと思います。また、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、節の賃金がなくなり、給料等で予算化されてございます。

それでは34ページをお願いします。

34ページ、目の1議会費は、7,970万3,000円を計上しております。

次に35ページから36ページをお願いします。

35ページの、款 2 総務費、目の1 一般管理費 3 億7,976万3,000円を計上してございます。主なものとしましては、総務関係職員の人件費、会計年度任用職員給、行政連絡員等の報酬、特別職の給与、例規集の追録、業務改善計画策定等の委託料が主なものでございます。特定財源につきましては、その他で、県職員研修センター派遣職員人件費等で617万8,000円を充当してございます。

38ページをお願いします。

38ページ、1番上の、目の5財産管理費9,663万7,000円を計上してございます。庁舎の保守管理経費、公共施設管理公社補助金等公共財産の管理経費を計上してございます。特定財源は、その他で土地建物貸付収入、基金利子等で3,571万4,000円を充当してございます。

次のページをお願いします。

39ページ、目の6企画費は、7,404万3,000円を計上してございます。主なものにつきましては、節の10需用費で、風力発電所の修繕料、節の12で、第6次長期振興計画策定支援業務及び第2次総合戦略策定支援業務委託料、節の18負担金補助及び交付金の負担金で、40ページの地域交通維持確保事業の空港路線バス運行負担金、地域公共交通確保維持改善協議会のコミュニティバス等の負担金、航路・航空路運賃低廉化支援事業負担金、全国離島中学生野球大会負担金、1番下の、補助及び交付金で、地域間路線バス運行事業の赤字補てん補助金等を計上してございます。特定財源は、起債地方債を200万円充当してございます。

次のページ、44ページをお願いします。

44ページの、目の14地域開発費は、3,274万9,000円を計上してございます。 主なものにつきましては、次のページの、節の18負担金補助及び交付金で、独 身男女交流イベント補助金、定住促進住宅整備事業補助金、地域の活性化を促 すための地域定住支援事業補助金、集落・校区を支援する地域支援交付金等で ございます。特定財源は、町債とその他で太陽光発電所寄付金等622万6,000 円を充当してございます。

次のページをお願いします。

45ページ、目の17公共施設管理費は、公共施設の管理経費として6,032万6,000円を計上してございます。特定財源は、その他でふれあいの里使用料、流水プール使用料等で919万2,000円を充当してございます。

47ページをお願いします。

47ページ、中ほどの、目の1税務総務費は、職員の人件費、事務費等で7,515万3,000円を計上してございます。特定財源は、県税徴収委託金1,029万円を充当してございます。

次に49ページをお願いします。

49ページ、目の1戸籍住民基本台帳費は、4,950万7,000円を計上してございます。職員の人件費、戸籍総合システムの使用料、保守委託料、システム改修負担金等となってございます。特定財源は、国県支出金でシステム整備補助金、通知カード個人番号関連事務委託交付金等で、その他戸籍手数料、住民手数料2,061万9,000円を充当してございます。

次に51ページをお願いします。

51ページ、目の5県知事選挙費は、7月に予定されている県知事選挙の期日前投票経費等選挙事務経費として680万8,000円を計上してございます。特定財源は、選挙事務県委託金638万9,000円を充当してございます。

次に54ページから56ページをお願いします。

54ページの、款の3民生費、目の1社会福祉総務費5億1,252万円を計上してございます。主なもので55ページ、節の12委託料で、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業委託金等、節の18負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金等を計上してございます。節の19扶助費は、重度心身障害者

医療費助成扶助ほか、各種給付サービス扶助を計上してございます。節の27 繰出金は、国保特別会計への繰出金を計上してございます。54ページに帰って いただきまして、特定財源は、国県支出金が障害者自立支援給付等国県負担金、 国民健康保険基盤安定国県負担金で3億831万3,000円を充当してございます。 次に56ページをお願いします。

56ページ下段の、目の4保養センター運営管理費は、9,756万3,000円を計上してございます。主なものとして、次のページ、節の12委託料で、熊野温泉保養センターの管理業務、節の14で工事請負費で、建具防水等の改修費用を計上してございます。特定財源は、地方債と保養センター使用料等で8,471万7,000円を充当してございます。

58ページから59ページをお願いします。

58ページの、目の1児童福祉総務費は、2億2,863万3,000円を計上してございます。主なものは、節の7報酬で、出産祝い金等、節の18負担金補助及び交付金は、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業補助金等を計上してございます。節の19扶助費で、認定こども園施設給付型事業等を計上してございます。特定財源は、国県支出金が教育保育給付費国県負担金と地方債、その他、広域保育負担金で1億7,248万2,000円を充当してございます。

次に59ページをお願いします。

59ページ、中ほどの、目の2児童措置費は、1億1,664万4,000円を計上してございます。主なものは、節の19扶助費で、児童手当を計上してございます。特定財源は、国県支出金で児童手当国県負担金等で9,858万3,000円を充当しております。

その下の、目の4保育所運営費は、1億8,076万6,000円を計上してございます。職員の人件費及び保育所に係る経費を計上しており、特定財源は、保育料1,532万9,000円等を充当してございます。

次に63ページをお願いします。

63ページ、目の1老人福祉費は、1億130万5,000円を計上してございます。 主なものは、節の12委託料で、給食宅配サービス事業委託等、節の18負担金補助及び交付金は、シルバー人材センター運営補助金等で、節の19扶助費は、老人保護措置費支弁扶助費等を計上してございます。特定財源は、国県支出金が老人福祉費県補助金、地方債、その他老人福祉施設個人負担金、地域福祉基金繰入金等で2,496万7,000円を充当してございます。

次のページをお願いします。

64ページ上段の、目の3介護保険事業費は、2億1,162万3,000円を計上して ございます。節の27繰出金の介護保険特別会計への繰出金が主なものでござい ます。特定財源は、国県支出金が低所得者利用者負担対策県補助金、低所得者 保険料軽減国県負担金と、その他が利用者負担金等で1,138万4,000円を充当し てございます。

次に65ページをお願いします。

款の4衛生費、目の1保健衛生総務費は、2億9,994万4,000円を計上してご

ざいます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、公立種子島病院組合への負担金、種子島産婦人科医院組合負担金を計上してございます。節の27繰出金は、水道施設耐震化事業に係る経費を水道事業会計へ2億2,375万7,000円を計上してございます。特定財源は、地方債とその他で衛生手数料で1億5,542万2,000円を充当してございます。

次に67ページをお願いします。

67ページの、目の3環境衛生費は、7,002万9,000円を計上してございます。 主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、中南衛生管理組合負担金、次のページ、68ページの、小型浄化槽設置事業補助金などを計上しております。特定財源は、国県支出金が小型合併浄化槽設置費国県補助金、その他、自動車リサイクル離島対策支援事業協力資金等で979万円を充当してございます。

次に、70ページをお願いします。

70ページ、中ほどの、目の9後期高齢者医療費は、1億9,899万7,000円を計上してございます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合負担金、節の27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を計上してございます。特定財源は、国県支出金で後期高齢者医療保険基金安定負担金等で3,787万8,000円を充当してございます。

次のページをお願いします。

71ページの下段の、塵芥処理費は、2億3,453万7,000円を計上しております。 主なものは、節の12委託料で、ごみ収集運搬業務委託金、次のページの、節の 18負担金補助及び交付金は、種子島地区広域事務組合の負担金を計上してござ います。特定財源は、その他でごみ処理手数料等で700万2,000円を充当してご ざいます。

次に76ページをお願いします。

76ページ、款 6 農林水産業費、目の 3 園芸特作振興費は、4,734万4,000円を 計上してございます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、青果用さ つまいも育苗施設整備、優良種苗供給事業補助金、有人国境離島法に係る輸送 コスト支援事業等補助金を計上してございます。特定財源は、国県支出金で、 地域社会維持推進交付金等で3,259万8,000円を充当してございます。

次のページをお願いします。

77ページの、目の4畜産業費は、5,699万8,000円を計上してございます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、有人国境離島法に係る輸送コスト支援補助金、海上輸送費補助金、節の20貸付金は、優良雌牛導入等貸付金を計上してございます。特定財源は、国県支出金で、地域社会維持推進交付金、その他で導入事業貸付収入等で3,859万2,000円を充当してございます。

次のページ、78ページ、目の5甘味資源振興費は、4,611万3,000円を計上してございます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、サトウキビ機械導入支援事業、サトウキビ作地力増進対策事業、サトウキビ生産向上緊急支援事業等の補助金を計上してございます。特定財源は、国県支出金でサトウキビ機械導入支援事業補助金、地域振興推進事業補助金等と地方債で3,008万8,000

円を充当してございます。

80ページをお願いします。

80ページ、目の12農村振興運動費は、4,565万3,000円を計上してございます。 主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、機構集積協力交付事業補助金、 農業次世代人材投資事業補助金等を計上してございます。特定財源は、国県支 出金が農業次世代人材投資事業県補助金、機構集積協力金交付事業県補助金、 その他、農地中間管理事業委託事業収入で2,972万1,000円を充当してございま す。

次に84ページをお願いします。

84ページの下段、目の1農地総務費は、8,874万9,000円を計上してございます。主なものにつきましては、次のページ、節の18負担金補助及び交付金で、県営事業負担金の農業基盤整備事業負担金、農道整備事業負担金、土地改良区への補助金等を計上してございます。84ページに戻っていただきまして、特定財源は、地方債とふるさと応援基金で3,119万円を充当しております。

次に86ページをお願いします。

86ページ、下段の、目の5基盤整備促進事業費は、4,937万3,000円を計上しております。主なものは、節の12委託料で、2地区の測量設計委託と、節の14工事請負費で1地区の工事請負費を計上してございます。特定財源は、国県支出金が基盤整備促進事業県補助金と地方債で4,840万円を充当してございます。次のページをお願いします。

87ページ、1番上の、目の7多面的機能支払交付金推進事業費は、5,850万5,000円を計上してございます。主なものは、節の18負担金補助及び交付金で、農道水路等の維持管理活動に取り組んでいる組織に交付する交付金を計上してございます。特定財源は、多面的機能支払交付金活動県補助金等を充当してございます。

次のページ下段の、款の7商工費、目の2商工業振興費は、8,168万5,000円を計上してございます。主なものとして、次のページの、節11役務費の手数料でふるさと納税返礼手数料、節の18負担金補助及び交付金で、民間事業者の商業事業拡大に支援する雇用機会拡充支援事業補助金等を計上してございます。特定財源は、地域社会維持推進交付金等と地方債とふるさと応援基金で5,534万2,000円を充当してございます。

次に89ページをお願いします。

89ページ下段の、目の3観光費は、3,547万2,000円を計上してございます。 主なものは、91ページ、節の18負担金補助及び交付金で種子島観光協会負担金、 サーフアイランド種子島PR協議会負担金、観光誘致事業に係る滞在型観光促 進事業負担金等を計上してございます。特定財源は、国県支出金が地域社会維 持推進交付金等と地方債で1,285万1,000円を充当してございます。

次に93ページをお願いします。

93ページの、款の8土木費、目の2道路維持費は、4,687万2,000円を計上してございます。主なものは、節の14工事請負費で上方高峯線道路工事ほか2路

線の工事を計上しております。特定財源は、地方債1,800万円を充当してございます。

次のページ、94ページの、目の4道路改良舗装費は、1億871万8,000円を計上してございます。国庫補助金、起債を活用しての町道の整備を行うもので、主なものは、節の12委託料が、橋梁修繕測量設計業務、節の14工事請負費は、橋梁撤去、橋梁修繕、歩道整備の工事費を計上してございます。特定財源は、国県支出金が防災安全社会資本整備交付金と地方債で9,638万円を充当してございます。

次に98ページをお願いします。

98ページ1番上の、目の2公営住宅長寿命化対策事業費は、1億6,796万1,000円を計上してございます。公営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の改修を行うもので、工事請負費で伏之前団地の改修工事、横町団地の改修工事を計上してございます。特定財源は、国県支出金が社会資本整備総合交付金と地方債で1億6,400万円を充当してございます。

次に99ページをお願いします。

款の9消防費、目の1非常備消防費は、5,001万5,000円を計上してございます。主なものは、節の1報酬で、消防団員の報酬、節の8旅費の費用弁償で、消防団員の出動費、令和2年度は2年に1度の消防操法大会の年度で、その熊毛支部大会までの経費を計上してございます。

次に101ページをお願いします。

101ページの中ほど、目の3消防施設費は、中央分団の水槽付き消防車購入経費4,400万円を計上してございます。

次に108ページをお願いします。

108ページ中ほどの、目の4学校建設費は、7,278万7,000円を計上してございます。主なものにつきましては、節の12委託料で、増田小学校体育館改修工事設計業務委託料、節の14工事請負費で、野間小学校体育館改修工事費を計上してございます。特定財源は、国県支出金が学校施設環境改善交付金と地方債を充当してございます。

次に123ページをお願いします。

123ページ、目の3体育施設管理費は、4,943万7,000円を計上してございます。主なものとして、節の14工事費で、中央体育館駐車場テント車庫新築工事費を計上してございます。特定財源は、その他基金繰入で2,247万3,000円を充当してございます。

124ページ下段の、公債費は、長期債元金償還金8億4,189万4,000円、利子償還金2,706万8,000円を計上してございます。前年度より3,499万6,000円の増額となっております。特定財源は、その他住宅使用料等で1,185万6,000円を充当してございます。

次のページをお願いします。

125ページ、目の1予備費は、緊急時に対応するため829万9,000円を計上してございます。

次に8ページをお願いします。

8ページ、第2表地方債は、一般単独事業債から一般会計出資債まで、限度額を8億7,590万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に1ページをお願いします。

1ページ、第1表第1項は、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ66億5,600万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款・項区分及び区分ごとの金額は、第1表歳入歳出 予算によるものとするものでございます。

第2条は、地方債で、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第3条は、一時借入金で、借り入れの限度額を12億円とするものでございます。

第4条は、歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる経費は、同一款内に計上した給料、職員手当及び共済費の各項の間の流用ができることを定めたものでございます。

最後に、末尾に参考資料といたしまして、給与明細書、債務負担行為調書、 地方債調書を添付してございますので、後でごらんいただきたいと思います。 以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長(徳永留夫君) これで施政方針及び提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第22号から議案第26号までは各常任委員会に付託審議の予定です。 質疑は総括質疑とします。

なお、施政方針に対する質問は一般質問として16日と17日の本会議で行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第22号から議案第26号までについては、お手元にお配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって議案第22号から議案第26号までについては、議案付託表のとおり、 それぞれの各常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_

日程第32 同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件

○議長(徳永留夫君) 日程第32、同意第1号、「副町長の選任につき同意を求

める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

〇町長(田渕川寿広君) 同意第1号について説明いたします。

前副町長、松原孝三郎氏が12月1日をもって退職されましたので、後任として土橋勝氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名が、土橋勝。昭和40年11月18日生まれ。

以上、よろしくお願いいたします。

- O議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
  - 1番、浦邊和昭君。
- ○1番(浦邊和昭君) 町民を代表して、非常に大切な判断をしなければならないと思いますので、遠慮なく質問をさせていただきます。

まず、土橋氏は、もし副町長になられた場合に、単身赴任でこの種子島に、中種子に御来島されるのでしょうか。そしてまた、その給料はこれまでの副町長と同額なのでしょうか。さらに、これまで町長は地元からの選出というのは考えていなかったのでしょうか。

3点質問いたします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 御質問としては、まず単身赴任かどうかということで ございますので、家庭の事情もあり、単身ということでございました。

給料につきましては、副町長給与規程によるもので行う予定でございます。 人事案件ということで、町内に検討しなかったかということでございますが、 当然全ての総合的に判断をする中では、当然町内の該当者も、該当者といいま すか、町内にも当然そういう方もいらっしゃることはいらっしゃいます。そう いったことも考えて、これありきで決めてきているわけではないというのは御 理解いただければと思います。

以上です。

- ○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。
  - 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) もう1時前となりまして、皆さん腹が減ったと思いますが、端的に質問を二、三点したいと思います。

今回の人事について、町長御自身も、どういう人が適任か大変苦慮されたと思います。単刀直入に聞きます。町長はどういう思いで土橋氏に白羽の矢を立てたのか。

お願いします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- 〇町長(田渕川寿広君) 経歴等の方は、議員さんの皆さん方の議案書の最終の ページに掲載してございます。

本町の基幹産業であります農業、農林水産業、特に農業、そういったものがやはり高齢化、少子高齢化の中で変化をしていく時期に来ているのではないかというような大きな考えのもと、5年後10年後20年後の農業を見据えた中で、現在、御提案の土橋氏におきましては、農林水産省の方に勤務なされております。そういったところで、我々この離島の農業をしっかり見てもらって、これを国の施策としてしっかり形成していただくような方向で、御努力をいただきたいというふうなことで、農林水産省の事務次官とも協議をさせていただいて、そういった中で、副町長ということで、当然、町民の対応、町民との対応、そしてまた、町民の意見の集約等も町長にかわりするべきところもあるはずだということで決して若くはないと思いますが、現在の職の前が、大臣官房の文書課の企画官ということで、そういったことも含めて、適任であるというふうに考えて御提案を申し上げるところでございます。

- ○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) ありがとうございます。それは実績のある、頭の切れる、大変すばらしい方というふうに思います。がしかし、私は、私自身の考えとしましては、農業の町ですから、やっぱり農業に精通した地元の人間がふさわしいなというふうに思っておりました。町長もそういう考えはあったものと思いますが、ありましたでしょうか。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 副町長の立ち位置というものが、どのことに精通した人でなければならない。という考え方というのはちょっと違うのかなというところはあります。あくまでも町長に事故あるときにそれを代行するということも大きな仕事でありますし、当然、町内の農業以外の皆さんの意見も参考にしながら、施策の提案、そういったことも私に対して、具申するものでもあるというふうに考えます。

ただし、私も議員のおっしゃるように、ここ中種子町は農業の町ということで、より一層進行していかなくてはならない。という考え方のもと、当然、農業に精通した人、これが副町長としても、考える比率としては大きいところがあったというのは事実でございます。

先ほども申しましたように、人口減少、そして耕作放棄地、そして、いろいろな国の施策、これ自体をもう少し我々国に対して訴えていきながら、現状を把握してもらい、それを国に直接持って帰ってもらう。そしてまた、この中種子町の農林水産に関する職員が国としっかり大きなパイプを持って、これから先の中種子町の農業をしっかり見据えて考えて施策を打っていく。そういったことを考えた中で、私が思っている100%が実現できるかどうかわかりませんが、精いっぱい一緒にやっていければなというふうな強い信念をもって御提案を差し上げているところでございます。

以上です。

○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。

5番、永濵一則君。

○5番(永濵一則君) もう一点だけお願いします。

今後のこともありますから念のために聞いておきますが、今回3カ月の副町 長不在期間がございました。遅きに失した感がいなめないと思いますが、町長 としてはそういうところをどういうふうに思っておりますか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 議員おっしゃるところはもう十分、私の不徳のいたすところでございまして、非常にその手続、そこら辺の交渉、そして人選、それを慎重になるがゆえに、時間の経過というものがあったこと、そしてまた、農水省の担当部署との時間の調整、そこら辺の打ち合わせ等がなかなか思うように、ままならない状態で推移したこと、そこら辺も含めて、職員、議員の皆様に対して大変御迷惑をおかけしたことは、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。
- ○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(徳永留夫君) ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に蓮子信二君及び濵脇重樹君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

〇議長(徳永留夫君) 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、 反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱確認]

○議長(徳永留夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

〇議会事務局長(田中晋二君) 1番、浦邊和昭議員。2番、橋口渉議員。3番、 池山喜一郎議員。5番、永濵一則議員。6番、蓮子信二議員。7番、濵脇重 樹議員。8番、下田敬三議員。9番、迫田秀三議員。10番、日髙和典議員。 11番、戸田和代議員。12番、園中孝夫議員。

○議長(徳永留夫君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

蓮子信二君及び濵脇重樹君は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長(徳永留夫君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 7 票、 反対 4 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第33 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書 〇議長(徳永留夫君) 日程第33、陳情第1号、「地方たばこ税を活用した分煙

環境整備に関する陳情書」を議題とします。

議会運営委員会前々日までに受理した陳情書は、お手元にお配りした写しの とおりです。陳情第1号は、会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員 会に付託します。

\_\_\_\_\_

〇議長(徳永留夫君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすから15日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、16日午前10 時から本会議を開きます。委員会会議は、会期日程により開催されるようお願 いいたします。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

\_\_\_\_\_

散会 午後1時1分

# 令和2年第1回中種子町議会定例会会議録(第2号)

令和2年3月16日(月曜日)午前10時開議

- 1. 議事日程(第2号)
  - 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 一般質問
  - 第3 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
  - 第4 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書
  - 第5 議案第27号 令和元年度中種子町一般会計補正予算 (第5号)
  - 第6 議案第22号 令和2年度中種子町一般会計予算
  - 第7 議案第23号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
  - 第8 議案第24号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算
  - 第9 議案第25号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第10 議案第26号 令和2年度中種子町水道事業会計予算
  - 第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
  - 第12 議員派遣の件
  - 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

\_\_\_\_\_

2. 本日の会議に付したる事件 議事日程のとおりである。

\_\_\_\_\_

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	浦	邊	和	昭	君	2 番	橋		涉		君
3番	池	Щ	喜-	一郎	君	5番	永	濵		則	君
6番	蓮	子	信	<u> </u>	君	7番	濵	脇	重	樹	君
8番	下	田	敬	三	君	9番	迫	田	秀	三	君
10番	日	髙	和	典	君	11番	戸	田	和	代	さん
12番	園	中	孝	夫	君	13番	德	永	留	夫	君

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

\_\_\_\_\_

-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

長 田渕川 寿 広 君 総 務 課 長 阿世知 文 秋 君 横手幸徳 博 君 町民保健課長 君 福祉環境課長 上 田 勝 里 重 浩 農林水産課長 君 建設課長 長 田 認君 農地整備課長 池山聖年君 企 画 課 長 下 村 茂 幸 君 会計管理者兼 池 端 みどり さん 税 務 課 長 春田 功君 会 計 課 長 水道課長 牧 瀬 善 美 君 保 育 所 長 山 田 和 春 君 

 空港管理室長
 石
 堂
 晃
 一
 君
 行
 政
 係
 長
 徳
 永
 和
 久
 君

 財
 政
 係
 長
 鮫
 島
 司
 君
 教
 育
 長
 北之園
 千
 春
 君

 教育総務課長
 浦
 口
 吉
 平
 君
 社会教育課長
 園
 田
 俊
 一
 君

 選
 挙
 管
 理
 阿世知
 文
 秋
 君
 農委事務局長
 遠
 藤
 淳一郎
 君

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 田中晋二君議事係長 榎元卓郎君

\_\_\_\_\_

## 開会 午前10時00分

\_\_\_\_\_

○議長(徳永留夫君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

\_\_\_\_\_

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(徳永留夫君) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、9番、迫田秀三君、 10番、日髙和典君を指名します。

----

### 日程第2 一般質問

○議長(徳永留夫君) 日程第2、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず、5番、永濵一則君。

〔5番 永濵一則君 登壇〕

○5番(永濵一則君) おはようございます。

今日は、鳥獣被害対策についてお伺いします。

農水省の調べによりますと、野生鳥獣による農作物被害が、平成30年度158 億円と6年連続で減ってはいるものの、被害金額は依然として高い水準にあり、 営農意欲の減退ともなっており、数字にあらわれる以上に深刻な影響を及ぼし ています。森林被害面積は年間約6,000平方メートルで、鹿による被害が7割 を超える調査結果が出ています。我が町もしかり、農作物の被害が絶えません。 農家にとっては死活問題であります。

そこで伺います。年間どれくらいの頻度で駆除を行って、元年度はこれまで に何頭の捕獲があったものかお伺いをいたします。

あとは質問席から伺います。

〇議長(德永留夫君) 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) ただいまの鳥獣被害についての御質問でございましたが、我が町での現在までの駆除の頭数がどの程度なのかというような御質問でよかったかと思いますが、あくまでも被害の届出のあった数値であること、また、議員がおっしゃるように数値以上の部分もあるかもしれませんが、あくまでも被害の届出があった数値であることを前提としてでございますので御理解いただければと思います。野生鳥獣による農作物被害の状況につきましては、熊毛での鳥獣被害は、約6,100万円、うち中種子町が580万8,000円、平成24年度の約1億6,600万円、熊毛管内、熊毛でございますが、をピークに減少の傾向にあるところでございます。種類別では、鹿によるものが70%と最も多く、市町別では、西之表市での被害が71%と最も多く、次いで、屋久島町の11%、中種子町の9%の順となっているところでございます。

作物別では鹿による被害のうち、芋類への被害が54%と最も多く、次いでサトウキビなど17%となっているところでございます。

種子島での鹿の推定生息状況につきましては、西之表市と中種子町境の山間部に多く分布していると推定されますが、南種子町の推定生息数が増えており、鹿の生息範囲が南へ拡大しつつあるというふうに思われるところでございます。

駆除の頻度という御質問でございましたが、狩猟期間が毎年11月15日から翌年3月15日までとなっておりますが、狩猟期間を含め4月から3月まで毎月、鳥獣捕獲事業指示書を交付して、年間を通した捕獲の指示を出しているところでございます。令和2年2月末現在で、中種子町では820頭を捕獲しております。捕獲状況としては以上でございます。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) ありがとうございます。

中種子町被害額が580万円、大体80万円ということですね。頭数にして820頭。これは、令和元年度のことですよね。ということで捕獲頭数では820頭ということで、どうでしょう。減りつつあるような状況ではあるんでしょうか。お願いします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) あくまでも推測でございますが個体数としては減少傾向にあるというふうな認識でございます。数値としては、はっきりとしたデータとしては現状では上がってきておりませんが、捕獲頭数の数量からして減少していく傾向にあるのではないかなというふうな認識でございます。極端な減少ではございませんが、徐々に減少しつつあるのではないかなという認識でございます。
- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) 特に今、岩岡校区内の梶潟集落、ここはちょっとここ最近、ちょっと被害がちょっと多いようでございまして、駆除の要請もきたりしているというふうな話を聞いております。

そこで国も今年度の予算を100億円を計上し、深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取り組みを支援しているところでございます。幸いにも、今回、農水省長年勤務の副町長もみえられました。お知恵を拝借しながら対応していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

2問目伺います。

全国的に新規の狩猟免許取得者は増加傾向にあって、平成27年度に、これまで最多の1万7,823人。これは銃器・罠を含めての取得者だというふうに思いますが、一方、我が中種子町が免許取得者が減っていると聞いていますが、今現在、何名の方が狩猟捕獲活動に携わっているのか。また元年度の新規取得希望者は何人ぐらいいたか。伺います。

〇議長(德永留夫君) 町長。

○町長(田渕川寿広君) 免許所持者につきましては、銃器8名、罠18名でございます。免許取得時の講習会の料金1万円に対しまして7,500円を中種子町鳥獣被害対策協議会より助成をしているところでございます。令和元年度の新規免許取得者は罠の4名でございます。また罠免許を所持しているものに対して協議会より罠の貸し出しなども行っているところでございます。

捕獲従事者に対する講習会などにつきましては、毎年実施しております免許取得時の講習会に合わせて、地区の猟友会主催で罠のかけ方、かかった鹿の捕獲方法及びとめだし、解体処理方法などの一連の作業について講習会を実施しているところでございます。

また、新規取得者に対して罠のかけ方などについて町の猟友会のメンバーも 指導等を行っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) いろいろ町も対策を練って、いろいろ協力しているとのように思いました。そこで狩猟免許を希望する人もいると思いますが、あと町としては、どのような勧誘活動しているのか。ちょっとお伺いします。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 当然、この狩猟免許につきましては、総体的に広報紙等でも、広報を行っているところではございますが、鳥獣被害対策協議会などのメンバー等にもお願いして、知り合いの方とかにも、免許の取得等の推進を行っていただいているところでございます。
- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵─則君) はい、わかりました。免許取得者がもうちょっと増えて活動もうちょっと活発にすれば捕獲確率も上がるんじゃないかというふうに思います。また今後とも、町としても捕獲免許を希望する方に促すような、免許を取っていただくよう、もっと捕獲者が増えるように期待をしております。

先ほども町長のほうから話がございました。町境付近を狩猟する場合に境を 越えたらそれ以上は追えない。見逃すしかないということを聞いたのですが、 他市町村との話し合いの中で解決策はないのか。伺います。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 町境の駆除につきましては、今まで区域を越えての捕獲はしておりませんでしたが、各地区の猟友会と熊毛地域鳥獣被害防止対策推進会議の中で町境を超えて捕獲ができないかを協議を行っているところでございます。特に南種子町は有害鳥獣の実施主体が数名しかいないということもあり、また、鹿の生息数が増えている関係もあり、鳥獣捕獲事業指示書に、それぞれの区域を入れて交付することによって、南種子町側でも、中種子町の駆除のメンバーが捕獲できるようにできないかということで協議を進めており、今後詳細を詰めて実施する予定でございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) 検討はしているわけですね。これは報酬に対する利害関係があるんじゃないかというふうに、私はちょっと思ったりするわけですが、1頭捕獲で1万2,000円ですかね。5,000円ですかね。報酬があるわけですが、自分の領域にきたものは、自分で捕獲して収入にすると。そういった考えもあるだろうなというふうに私自身思うわけですが、ぜひ話し合いの中で、境、境界付近においては、捕獲においては、共同で少しでも1頭でも捕獲ができるようにできればいいなというふうに思います。そして、また国は有害駆除を推進している割に、国有林内での有害駆除は認めていない。という話も聞きました。数を増やす温床になりうると私自身思うわけですが、県にもかけ合って、一つ、こういうところも捕獲できないのかというふうなことで話し合いを持って、国からの許可といいますか、そういうのもあればいいなというふうに思うわけですが、こういう県とのかけあい、そういうことも行っているんでしょうか。

お願いします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 先ほどの町境を越えてというのは、しっかり詰めていっていく予定でおります。また先ほどお話をしましたように、南種子の方が狩猟の資格を持った人が少ないというところでございまして、1頭当たり約1万4,000円かというようなことで、補助を出すことになっておりますが、令和2年度も、当初予算で計上をさせていただいておりますので、中身についてはおわかりだと思います。そういったところで、当然のことながら、両町の狩猟者の意見をそれぞれしっかり詰めている作業を行っている現状でございますので御理解をいただければというふうに思います。

後、国有林については、県にというよりも国に言わないといけないことで、 県というよりも国になろうかと思いますが、国有林について、有害駆除ができ ないということの意味というか、そこら辺再度、その状況的なものをお示しい ただければ、また回答がちょっとしにくい部分もございます。どういった状況 でのあれなのかをお示しいただければなと思うところでございます。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) 私も実際、捕獲に携わっている方から、ちょっと耳にしたりしたんですが。国有林内では、もちろん立ち入りが禁止なのか、そこで捕獲するのがだめなのか、ちょっとわかりませんが、そういうふうに聞いたもんですから、これは、ちょっと矛盾するなと思ったんですね。国も捕獲を推進している割には、そういうことをするのかなというふうに、ちょっと疑問に思うもんですから聞いてみたんです。また、そこら辺はまた後で調べてしっかり調べてみます。

そして、それから、その駆除した鹿のことですがどのように処分しているのか。また、町としては、ジビエとしての利活用を考えていないのか伺います。

〇議長(德永留夫君) 町長。

○町長(田渕川寿広君) 駆除した鹿につきましては、星原校区の牧川集落内にある町有地に、平成28年10月に埋却場を設置しましたので、捕獲後は埋却、埋める場所に納入するというように依頼をしているところでございます。

またジビエ、いわゆるジビエとしての活用に関しましてでございますが、この野生の動物の食肉化というものは、昨今、様々なウイルス感染など諸事情により、大変厳しい管理下においての食肉加工というふうになるようでございます。そういったことを踏まえ、町での事業化というものは考えていないというところでございます。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) 牧川に埋設する場所があるというふうなことですが、例えば、深山にも分布してるわけですが、その深山からどういうふうにして、そこまで運ぶのか、ちょっとその手段を伺いたいんですが。

わかる範囲内で結構です。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 小型の鹿であれば、鉄砲・罠等で、特に鉄砲の場合は チームを組んで動きますので、みんなで、いわゆる背負ったりなどの作業だ ったり、またウィンチを使って深山から引き上げたり、そういった作業を行 っていただいているような状況かと思います。
- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) そのウィンチを活用するにも、道がないとできないわけですが、そこあたりは、どうするんですかね。いずれにせよ、大きな鹿だったら、もちろんどうもこうもできないわけですよね。

その辺、その辺は恐らくどうしてるんでしょうね。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 大きな鹿が1頭ごと丸ごとというわけにはいかないので、当然のことながら、解体もしたりしながら小分けして搬出ということでございます。そのような形をとっているというふうに伺っております。
- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- **〇5番(永濵一則君)** ジビエと捕獲した鹿の利活用、そのジビエとしての利活 用は考えていないということでした。

私が調べたところ、ここで、その厄介者を地域の宝として、地域おこしをしている宮崎県の西米良村のジビエを紹介したいと思いますが、宮崎県の西部に位置する山合いに囲まれた、人口1,123名、県内でも最も人口の少ない自治体でありますが、狩猟に携わる人が銃器・罠を含め総勢90名いるそうです。そこで、ちょっと紹介してみます。

「私たちの住む宮崎県の西米良村は、奥深い九州山地のど真ん中に位置し、村の面積の約96%が山林の自然豊かな村です。西米良村のジビエはこの九州山地の野山を駆け回り、元気に育った野生の鹿や猪です。村では、昔から貴重なタンパク源として食され、重宝されてきましたが、個体数の増加とともに、近年では農作物を食い荒らす有害獣として駆除されています。食害により農業を

諦めてしまう農家の方もいるほどです。

すっかり厄介者になってしまった彼らですが、西米良村では地域の資源として活用しようという食肉加工・販売を始めました。ジビエとして販売するお肉は、捕獲から2時間以内で施設に運び込み、速やかに内蔵の処理を行います。また、解凍後ドリップ、ドリップというのは、解凍時に出る液汁のことですが、ドリップの少ないお肉を提供するため、瞬間冷凍機を購入し品質向上を図っています。多くの方に食べていただくことで資源として有効活用し、厄介者が地域の宝になり、また、捕獲が進むことで西米良の農業・林業が再生することを願っている。」ということです。

こうなったら、まさに一石二鳥というふうに思うわけですが、そこにお手元に、そのおいしそうなメニュー、カラー刷りの用紙があると思いますが、これは西米良村で、このような加工品を年一回、ジビエフェアと銘打って販売しているそうです。人気は大変いいそうです。

ですから、このジビエ処理加工施設が令和元年度現在で全国で633カ所、1番多いのが北海道で84カ所、次に兵庫県で47カ所、岐阜県の36カ所、九州では、宮崎県が1番多くて32カ所、宮崎県が32カ所、次いで大分県が29、熊本県17、鹿児島県が1番少なくて10カ所であります。

鳥獣被害特措法の中に被害対策の担い手の確保から捕獲、捕獲鳥獣の利活用の推進がうたわれています。これらにかかる経費に5割から8割の財政上の措置が講じられます。

話は飛躍しますが、ぜひ、中種子町もこの機会に観光客の立ち寄る観光名所としての食事処を考えるべきではないでしょうかと私は思います。そうすることによって通過型ではなく、交流人口の増加、雇用の創出にも貢献するというふうに私は思います。思っております。ですから、このジビエだけを販売するのではなく、他にも先ほど言ったように話は飛躍するんですが、現在、ロケットが打ち上がるごとに観光客も非常に多いわけでして、今のところ中種子町は全くの通過ですね。止まってみるとこもないし、食事するとこもない、ですから、どっか、もしこういうふうな場所ができたら、ちょっとは違うんじゃないかなというふうに私自身思うわけですが、こういうところも、ぜひ考えてみていただければというふうに私は思います。

次に、最後になりますが、カラスの害も非常に今増えているようでございますが、このカラス被害への対策としてはどういうふうな対策をしておるかちょっと伺います。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** すいません。永濵議員がせっかくいい御提案をいただいたので、町でそういう食事処を作れっていうことでの御意見ということでよかったのか。町で町営でやりなさい。
- ○5番(永濵一則君) 町営でも何でもいいです。
- 〇町長(田渕川寿広君) 何でもというのは。そこを確認です。
- ○5番(永濵一則君) できれば町のほうで町営でしていただければ、雇用の創

出になるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 莫大な事業費がかかると思います。そこら辺議員の皆さん方たちが御理解いただけるようであれば検討していきたいと思いますが、そういったことがなかなか、この中種子町の財政状況、将来負担比率であったり公債費比率、こういったものを真剣に考えながら検討していく中では、なかなか手を出せない部分もございますが、当然民間でやりたいという事業者がおれば、そこに対しての負担金を検討したり、皆さん方の議員の皆さん方の御理解をもらう必要があって、その中で対応していけるものではないかなというふうに考えているところでございます。

あと1点ごめんなさい。西米良村、椎葉村、この辺というところは、相当古くからこの猪猟というものをやっておりまして、私も、ここら辺はよく存じ上げている場所でございまして、周りには国有林が多々ございます。

これは国林整備のためのスーパー林道というものがしっかり整備をされており、そして電柱も木の色に塗った電柱が立っている、非常に森林を非常に気づかった地域であります。

そういった中で、当然昔ながらの猪猟というものに対し、非常にこの、いわゆる猟師さん、山の猟師さんという方が、それで生計を立てている方という方がいっぱいいらっしゃいます。そういった中で捕獲頭数、それから、その搬出路としてのスーパー林道の整備等がしっかりなされている地域でございますので、種子島中種子町とは、ちょっとまた違うような部分があるかと思いますので、そこら辺は、また現地等に当然出向かれての事だとは思いますが、皆さん方行っていただいて、またそこら辺の現況というものを実際確認していただくことと、またその情報、もともとの猟師さん、いわゆる山の猟師さんという絶対的数がどのぐらいいらっしゃるのかということも確認していただければ、また、なかなかそれイコール中種子町のジビエというのには結びつかないというところも御理解いただけるものかなというふうに考えているところでございます。

カラス被害に、すいません入りますが、カラス被害対策につきましても、鹿 同様、毎月猟友会の銃器免許所持者に対しまして、鳥獣捕獲事業指示書を出し て駆除依頼しているところでございます。

町の被害防止計画に毎年、鹿を千頭、そしてカラス250羽の捕獲を計画しておりますので、年間を通して指示書を出しているところでございます。直接被害届があった場合には実施主体にその都度連絡をとりまして、現場に行って駆除及び追い払いをしているところです。

今年は乳用牛、安納芋、飼料用トウモロコシのカラス被害が農林水産課のほうに報告があったところでございます。また、ブロッコリーなどの園芸作物に対してのヒヨドリの被害なども、ところどころ見受けられるところでございます。

このように、農作物に与える鳥獣被害につきましては、いろいろと対策をとっているところではございますが、なかなか被害をなくすというまでには至っていないところでございまして、県としても、このような現状から日本鹿個体群について管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林水産物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、第2種特定鳥獣管理計画を策定して事業を活用した鹿被害対策を図っているところでございます。

被害防止対策の柱としては、これはカラスも鹿もそうなんですが、まず1に寄せつけない、そしてまた侵入を防止する、そして個体数を減らす、そのためにまず自分でできる自己防衛策としましては、収穫後の残渣などを圃場に残さない、そしてまた森林に捨てない、特に集落周辺、圃場周辺の環境整備に努めてもらいまして、侵入を防ぐために補助事業などを活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

カラス自体も、本当にいろいろな光ものをぶら下げたり、いろんな策を皆さん講じておられているんですが、なかなか思うように進まない部分もあろうかと思います。情報をこちらのほうにいただきながら、総体的なカラス対策については、全滅というのはちょっと不可能かとは思いますが、農作物に対する予防策等を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 5番、永濵一則君。
- ○5番(永濵一則君) このカラスというやつは、あの、阿高磯、私は阿高磯なんですが、阿高磯でも牛を飼っている農家が多くて、その飼料を食いに集まるようでございます。何年前でしたか。阿高磯の牛小屋の近くに、大きな枠を作っていただいて、捕獲用の作っていただいたことがあったんですが、そのときに、どうでしょう、実績はあったのかどうかわかりませんが、私が見た結果は、ほとんど入ってないような状況でございました。

先ほど町長が言われましたように、全くいなくなるまで捕獲というのはできないかもしれませんが、今後とも、町としても一生懸命努力して頑張っていただきたい、少しでも減らしていっていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

〇議長(徳永留夫君) 次に9番、迫田秀三君。

[9番 迫田秀三君 登壇]

○9番(迫田秀三君) おはようございます。

令和2年第1回定例会に当たり、初日に町長から施政方針が示されました。また同日、空席となっていた副町長の人事案が提出され、議会としてこれに同意をしました。これで、新しく体制も整い「人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまち なかたね」これの実現に向けて、その方針が示されたところです。

今回の質問は、その方針についていくつか質問したいと思いますが、その前

に、連日ニュースになっている新型コロナウイルスについて伺いたいと思います。

昨年、中国の武漢市において、最初の感染が確認されてから、今や世界中に 感染を広げているわけですが、その感染者数は世界で15万人を超え、国内でも 1,500人にも達しております。残念ながら亡くなられた方も31人となっており、 日々、感染者数は増えている状況です。先日、WHOの発表によれば、今の状 況は、世界的な大流行、いわゆるパンデミックの状態にあるという見解を示し ました。当初は、これほどの流行にはならないとしたWHOでさえ、先の見え ない厄介なウイルスであるということを認めたことになります。

そこで町長に伺います。今、国・県からの感染予防策の一環として、学校等の一斉休校、各種イベント等の自粛要請がある中で、中種子町としてどう対応しているのか伺います。

あとの質問は質問席から伺います。

### 〇議長(德永留夫君) 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 新型コロナウイルス感染等に関しましての御質問でございますが、鹿児島県におきましては、新型コロナウイルス感染症検査、いわゆるPCR検査実施件数につきましては、3月12日現在で検査の実施が139件実施されておりまして、全てが陰性ということで、今のところ感染者は確認されていない状況でございます。

御質問の感染予防に向けて、どう対応しているかということでございますが、新型コロナウイルスの感染が国内で確認されてから、1月29日に西之表保健所、医師会、1市2町の保健担当者など関係機関で今後の島内発生に備え、関係機関での情報共有など連絡体制の強化を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症に対する連絡会議を開催し、その後、新型コロナウィルスに関する会議を2回開催しており、島内での発生に備えた対策などについて情報交換を行っているところでございます。

町の取り組みといたしましては、感染症対策の徹底が重要であることから、 感染症予防の基本である手洗いや咳エチケットなどの徹底や、普段からの十分 な睡眠とバランスのよい食事など、健康管理について、防災無線や広報誌によ り広報を行っているところでございます。

また、町内の小・中学校では、2月28日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部による全国の小学校・中学校の臨時休校要請及び3月10日の10日間程度のこれまでの取り組み継続の要請を受け、3月2日から3月22日までを全校休校としているところでございます。これは国及び県の判断を受けて、国内の感染者の推移などを考慮し、また日常的に長時間集まることによる感染リスクに、あらかじめ備えるために実施しておるところでございます。小学6年生、中学3年生にとっては残された大切な1カ月であり、子供を家に残して仕事に出なければいけない家庭があるなど地域家庭の問題などもある中で、教育委員会として断腸の思いで判断をしたようでございます。

この他、住民が集まる施設などにおいても、消毒液の設置や発熱などの症状がある方の利用制限なども行っており、感染予防に努めているところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 9番、迫田秀三君。
- ○9番(迫田秀三君) 感染予防に関しては、やはり町民一人一人の自覚が何より大事であると思います。幸い、鹿児島県内においては、まだ感染者は確認されていませんけれども、それがゆえに、危機感があまりないというのが現実ではないでしょうか。やはりここは町としても啓発チラシ等しっかり配布をして、感染予防に万全の対策をとるべきだと思います。

次に、万が一発熱等何らかの症状が出た場合、その検査体制はどうなっているのか伺います。例えば、発熱や、体のだるさ等が続いた場合、国としては最寄りの医療機関ではなく、帰国者・接触者相談センターあるいは保健所に連絡をして指示を仰ぐとなっているようですけれども、そういった体制はここでもやはり変わらないのか。検査は島内でできるのか。検体を採取して、外部へ送るという形なのか。その場合、結果が出るまではどうするのか。自宅待機となった場合、家族はどう対処すればいいのか。

これは次の質問でしたけれども、あわせて伺います。万一、陽性となった場合はどうなるのか、そして町の機能がどうなっていくのか、非常に不安に思っている方がたくさんおります。

ぜひここは町民の不安払拭に向けて、しっかり対応策を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 町内の検査体制でございますが、現在、町民から新型コロナウイルスの感染に対する相談などがあった場合には、帰国者・接触者相談センターである西之表保健所へ問い合わせをするように伝えており、保健所が相談者へ聞き取りを行いまして、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触であったり、発熱や呼吸器症状など、疑似症の要件に該当するか、確認を行っているところでございます。確認の結果、感染の疑いがある場合は、帰国者・接触者外来への受診調整を行いまして、相談者が帰国者・接触者外来に連絡し受診することとなります。帰国者・接触者外来を受診し医師が疑いがあるというふうに判断した場合は、検体を採取しまして、保健所がその検体を受け取り、検査機関である鹿児島県環境保健センターに依頼することになっております。

しかし、帰国者・接触者外来は公表すると相談者が殺到するということもあり、非公表となっているところでございます。また検査を実施した方の地域も公表していないということでございまして、町としても、どこの病院が帰国者・接触者外来となっているか、また町内で何名の方が検査を実施しているかなどわからないという状況が現実なところでございます。

また町民が高熱が数日続く、また体のだるさなどの症状により、直接町内の

医療機関を仮に受診した場合も医師が感染の疑いがあると判断した場合は病院から保健所へ連絡し、保健所が検査の必要があるかないかを判断して検査が必要と判断した場合は、帰国者・接触者外来を受診することとなっているところでございます。

また、3月6日からは新型コロナウイルス感染症検査が保険適用となりまして、医師は保健所への相談を介することなく医師の判断で、新型のウイルスの検出を目的として、新型コロナウイルス感染症の患者であることが疑われる者に対しまして、新型コロナウイルス感染症の診断などを目的として、PCR検査を行うことができるようになりましたが、外来診療体制において当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から帰国者・接触者外来及びそれと同様の機能を有する医療機関として、都道府県が認めた医療機関のみPCR検査を実施することができることになっておりますが、県内においては、現段階では帰国者・接触者外来のみの対応というふうに、県内ではなっているというようなところでございます。

検体を検査機関に送致しまして検査結果が出るまでの対応につきましては、 対象者の症状により入院や自宅待機の判断を医師が、または保健所が行うよう でございます。

また、自宅待機となった場合の対応につきましては、対象者本人は外出を避け、同居している家族については熱をはかるなど健康観察を行い、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときは仕事を休むなどの対応をお願いして、家の中では対象者と部屋を分けたり、換気を行うなどの対応をお願いをしているようでございます。

次に、大変御心配されます感染者が出た場合の対応ということでございますが、新型コロナウイルス感染症検査、いわゆる P C R 検査において陽性となり、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、保健所設置市が発表することになっており、もし、もし仮に中種子町で発生した場合は、鹿児島県が発表することになっています。県内で感染が確認された場合、発表前に県から連絡がない場合は、市町村はテレビ等の報道で知るということになり、発生した市町村名においても、県が公表するかどうかというのは、今の時点では不明ということで保健所の方には感染者が本町で発生した場合は、事前に連絡をいただけないかという要請を強くしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染が確認された場合は感染者への聞き取りや施設の消毒など、これは基本的に全て保健所が行うということになっております。現段階では、町として感染者が出た場合の対応につきましては、県及び保健所の協力要請など、県や保健所の指示により対応をしないといけないというふうになっているところが現状でございます。

今後も国や県の動向を注視しながら、町といたしましては引き続き感染症対策の徹底が重要であることから、感染症予防の基本である手洗いや咳エチケットなどの徹底、それから、普段からの十分な睡眠とバランスのよい食事など健康管理について広報を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(德永留夫君) 9番、迫田秀三君。
- ○9番(迫田秀三君) やはりその帰国者・接触者外来、そういった外来の病院、 医療機関名も公表がなかなかできないという部分においては非常に町民も不 安な部分だというふうに思います。やはりそういった不安な部分があればあ るほど、やはり伝えられるべきことはしっかり、町民にも知らしめてその不 安払拭に向けて対応をしていくべきだというふうに考えます。

この新型ウイルス、新型ということでその実態、性質がはっきりしない。あまりよくわかっていない。そのため薬も特効薬がないなど、非常に厄介なウイルスだということははっきりしています。

初期の段階での国の対応がどうだったとか、全国一律の休校、自粛要請がどうなのかなど、それぞれ賛否はあると思いますけれども、徹底するところは徹底していかないと終息にはつながらないというふうに思います。

今後の対応については、国県の動向もちろんですけれども、島内1市2町共通の対策をしっかりとってこの難局を乗り越えていきたいものだと思います。 次に情報化社会への対応について伺います。

町長の施政方針の中でもうたわれていましたが、ICT・IOTの理解を深めるための教育に取り組む。そして、これから目まぐるしく進化するであろうIT社会でルールに則ったネット社会での生活を意識しつつ健全な青少年の育成につなげるとあります。

そこで教育長に伺います。このGIGAスクール構想で目的としている教育とはどういったものなのか。一人一台の端末機器の設置とありますけれども、週にどれくらいの頻度でこういった教育が行われていくのか説明を求めます。

〇議長(德永留夫君) 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長(北之園千春君) 御質問のありましたGIGAスクール構想推進事業 について説明いたします。

国は、今後の世の中の動きとして新しい価値やサービスが創出され、人々に豊かさをもたらす新たな社会、society5.0 (ソサエテイー5.0)が到来し、人々の暮らしや働き方も変わると予測しております。

来るべき未来の予測としては、今後10年から20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いとか、子供たちの多くは将来、今は存在していない職業につくことが挙げられております。

これらを受け、文部科学省では予測できない変化を前向きに受けとめ、主体的に向き合い、かかわり合い、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生の作り手となるための力を子供たちに育む教育の実現を目指すとして、小・中学校の学習指導要領改訂の方向性を定めております。

平成30年度に策定された教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画では 学習用コンピューターを3クラスに1クラス分を整備、指導者用コンピュータ ーを担任教師1人に1台整備など、そういったことが主な中心となっておりま した。

今回の国の補正予算計上の経過でございますが、令和元年12月5日に閣議決定された国の総合経済対策の中で、society5.0 (ソサエテイー5.0) 時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備が挙げられ、その中の一つとして、御質問のGIGAスクール構想の実現が挙げられました。文部科学省管轄で所管でございます。そして、直後の令和元年12月13日には、このGIGAスクール構想の実現に係る令和元年度補正予算2,318億円が閣議決定されたところでございます。補正予算計上の趣旨としては、多様な子供たちを誰一人とり残すことのない、公正に個別、最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるためには、令和時代のスタンダードの学校像として、全国一律のICT環境整備が急務であることから、一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するということでうたわれております。

今回の国補正予算に伴うGIGAスクール構想推進事業において、本町で実施する事業の内容については、まず、全小中学校における校内LANを整備します。現在でも各学校には校内無線LANは整備が完了しておりましたが、一人1台タブレットを高速に稼働させるためには、高速コンピューターサーバーへの更新とあわせて、無線LANそのものの高規格化とアクセスポイントの設置カ所を増やすことが必要となります。全小中学校8校について、これらの環境整備を行うとともに、無線LANのエリアを体育館及び小学校においては運動場まで拡大するものです。今回限りの事業で国庫補助率は、補助基本額の2分の1となっております。

次に、タブレットパソコンの電源キャビネットを整備することであります。 今後、各学校に導入される予定の児童生徒用一人1台タブレットパソコン、全 体で約600台について、これを保管充電するための電源キャビネットを学校の 各教室に47台設置するほか、あわせて電源設備工事を実施します。これも今回 限りの事業で国庫補助率は、補助基本額の2分の1となっております。

その環境整備の上に立って、児童生徒一人1台タブレットパソコンを整備することとしております。今度、各学校に導入される予定の児童生徒一人1台タブレットパソコン、約600台のうち、今回の補正予算では、中学1年生及び小学5、6年生の人数分183人を少し上回る200台、全体の約3分の1を購入する予定です。国庫補助額は、これは定額で1台当たり、4万5,900円となっております。残り400台については、単独事業分を含め年次的にできるだけ早く整備していく予定で、令和5年度まで継続される予定となっております。

今でました利用頻度についてですが、利用につきましては、本町では、納官小学校を研究指定校としまして、ここで集中的にタブレットパソコンの利活用、授業改善、そういったものに検討を加え、そして、各学校に配信していくという形を考えております。その準備を進めているところでございます。

利用頻度につきましてですが、最終的には、毎日毎時間ということになります。とりあえずは、今回の改定になりました教科書、これについておるパソコンで見るやつ、QRコード、すいません。今回の教科書にはQRコードがつい

ておりますので、そういったものを活用し、授業改善を図るというところから スタートすると考えております。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 9番、迫田秀三君。
- ○9番(迫田秀三君) 詳しく説明をいただきました。

これからの社会で力を発揮できる次世代の子供たちを育てていくことは非常に大事なことだと思います。ただ、こういったネット社会、未知の無限の可能性を秘めているのと同時に、そこに潜む闇といいますか、落とし穴といいますか、そういったものが存在するのも事実であります。そこらあたりのルールというものも、しっかり教育の場でしていくということが大事であるというふうに思います。

次に、町長に伺います。同じく、情報化社会への対応について、離島での最新のネット環境整備によるIT先進の町をセールスポイントとし、移住定住の促進、IT関連の企業誘致に取り組むとありますが、これは非常に大事なことだと思います。

これから確実に広がりを見せていくであろう情報化の進歩、そこに対応するべく、先ほどのGIGAスクール構想でもありましょうし、そういった対策にいち早く取り組むことは必要であると思います。

ネット環境が整えば若い人たち、特にIT関連の仕事をしている若者にとって、この種子島は非常に魅力的な島として、この方面の企業誘致もより現実味を帯びてくるのではないかというふうに思います。

そこで、では現実に具体的にどのような環境整備が必要で、これからそれを どう進めようとしているのかお聞かせください。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) いわゆるIT、いわゆるインフォメーションテクノロジーというところで、今話題の5Gという高速通信網が整備されていきますと、もう僕らが、今考えてる常識では考えられないような社会になっていくものではないかというふうなことをしっかり認識しなければならないというふうに考えております。

本町の場合、特にこの離島であるがゆえのハンディキャップを克服していくための大変大きな武器になってくるものではないかなというふうに考えております。情報化時代と言われまして久しい昨今でございますが、とてつもなく目覚ましい進展を遂げておるところで、これを町民生活、それから経済活動、大変必要不可欠な社会インフラではないかというふうに考えるところでございます。

また、このICTを活用した医療であったり福祉・介護・防災情報の共有・地域産業の振興など、地域活性化などの問題解決に対応していくためにもICT・IOTへの期待というものは、私は大変大きいものであると考えますし、本町としても、新たな展開を進めていくことが大事であり、必要性が町民にとって大変高いものではないかというふうに考えているところでございます。

本町におきましても、平成30年度までに、町内全般で光ブロードバンドサービスの利用が可能となっております。今後、ますます町民の皆様の暮らしが豊かで便利になるということも含め、これらを活用した行政サービスも、この中で効率化、そして高度化が求められていくものではないかなというふうに考えます。社会の働き方に対する価値感、これが既に大きく変化している現状でございます。

地方自治体の職員の働き方にも多くの変化が見られておりますし、人員削減 や厳しい財政状況のもとで、人材育成や業務効率化が必須であるというふうに 考えております。

こうした中で本町では、今年度職員の意識改革を図ることを目的に総務省の 地域情報化アドバイザー派遣事業を活用いたしまして、2回ほどの職員研修を 行ったところでございます。

さらに未来を担う人材育成ということで、高校生を対象にAIを活用した先進技術や地域情報化による働き方改革などの講演も、あわせて実施をさせていただいたところでございます。

また、鹿児島県町村会というものがございます。ここが24町村ですかね。の内の現時点では12町村、一昨年からこの協議会ICT・IOT利用推進協議会というものを立ち上げまして、ここは初年度から本町、私も、会員として登録をさせていただいて、RPAと言いますが、ロボティック・プロセス・オートメーションと名称という、IT・IOTを駆使した、その仕事の進め方といいますか、そういったものの活用事例それであったり、プログラミング教育の講演などを先進事例の研究や諸活動に資する情報の収集などの共有を行っております。

今後の医療福祉の分野では、既に公立種子島病院では電子カルテを導入させていただいております。また引き続き医療情報連携ネットワークでございましたり、この5Gが普及していきますと、テレビ電話による健康相談システムの構築などが十分に早い段階で見込まれるものというふうに考えているところでございます。

離島であります本町におきましては、先ほど申し上げましたが、過疎化や限界集落など問題が顕在化する中で、IT企業のサテライトオフィス立地などによるまちおこしであったり、テレワークを持つなど時間的制約を受けにくく、それに伴い移住定住にもつながっていくものではないかなというふうに考えているところでございます。

先ほどございました御質問でございました、今回のコロナウイルス対策としても、既にテレワークに切りかえる企業も相次いでおります。そういったこと、そういった手法を具現化する中で、離島という、いわゆるハンディキャップというのを少なくしていくということも可能かというふうに思われるところでございます。

今後、行政運営におきましても福祉であったり防災、それから農業、先ほど 教育長のほうから話がございました教育という分野におきましても、それの幅 広い分野での活用に関して、本町の実情に合った方策を調査研究するとともに、ネット環境整備による職員のさらなるスキルアップであったり、知識の習得を図るための研修を実施して計画的かつ戦略的に地域の課題解決を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

やはり現実的に具体化していくためには、我々もICT・IOTをしっかり理解して、例えば、この議場で予算書お配りしますが、こういったものも、いわゆるタブレット等での利用、そういったものに触れていかないとなかなか知識として入ってこないということでございます。

そういったこともまた議員の皆様方でも、いろいろ御検討いただければというふうなことも考えておりますし、また、そういったことを波及させて、高齢者がそういうIT関係の機器に馴染んでいくというのも町民のためには、とても大事なことで、これを理解できる人、使える人と使えない人では、生活の質がもう極端に違ってくるのではないかなというふうに考えておりますので、議員の皆様方の御協力もいただきながら、そういったところをしっかり発信しながら、いわゆるセールスポイントとして盛り込めるような環境づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 9番、迫田秀三君。
- ○9番(迫田秀三君) IT先進の町としてアピールしていくためには、やはり町民の多くがITに対しての理解を深めることが重要と考えます。

先ほど町長からもありましたけれども、例えばこの議会の中でもこの議場においてタブレット端末を使っての議案審議、こういったことも本当にそう遠くない将来にはできていなければならないと私はそう考えております。

そのためにも、我々のような世代、50代から70代になりましょうか。そういった人たちがITとどう向き合うか。子供たちあるいは若者については、その柔軟な思考力で対応していけるのでしょうけれども、我々の世代ではなかなかそううまく対応ができない。先ほど言いました5Gの時代がやってくると言われても、実際に何が何だか、ないやとかい。というのが実情だと思います。

IT先進の町をアピールするならば、ぜひ、我々のような、いわゆる取り残された世代、こういった人たちにも、そういった理解を深めるための手を差し伸べる必要があるんではないかというふうに思います。これについては、特に答弁は結構です。

次に、人財の育成について伺います。

少子高齢化による人口の減少は、あらゆる分野に影響を及ぼしています。特に各集落においては、代々続いてきた伝統的な行事等がなかなかできなくなり、 集落の維持そのものが危ぶまれる状況になりつつあります。

そのため地域活性化交付金事業などを通して、その活動を支援しているわけですけれども、地域活動をリードしていく「ひと」の力が必要です。そのための地域おこし協力隊の配置、これも重要なことだと思いますが、同時にその地域に住む地元のリーダーの育成が急務だと考えております。こういった「ひと」

の育成が、その地域の中種子町の財産として将来にわたって活躍をしてくれる。 そういった観点から、この人材育成の材という文字を今回あえて財産の財とい う字を当てて質問をさせていただいております。

また施政方針の中で、様々な施策や業務の遂行にあたっては、職員の資質の 向上を図りながら、時代に即した人材の育成に努めるとあります。

その具体的方策をお聞きいたします。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 本町が活気にあふれ、またあの発展して豊かになっていくためには、議員の言われるように、地域活動をリードしていく人の育成というのは必要だというふうに考えております。

その中でも、役場職員が豊富な知識や経験を生かし地域活動をサポートしていくこと、これが何より大切であるというふうに私も日ごろから認識をしているところでございます。

特に役場職員を重点的にお話をさせていただきますが、役場職員の資質向上を図る上で、職員研修、これが採用時に行う新規採用職員研修として前期と後期2回の研修を初めまして、各主査研修・係長研修・課長研修、それぞれの地位と立場で研修を現在、県の市町村研修センターで受講させているところでございます。自治体を取り巻く環境でございましたり社会経済情勢の変動によりまして求められる職員像、これは近年大きく様変わりしているようで、地方分権改革の推進であったり、複雑化・多様化する町民のニーズに的確に対応するために、地域の実情に応じて、自らの判断と責任において処理しなければならない課題、これが増大している状況にあって、これらに柔軟かつ弾力的に対応するということが職員には求められているものだと思います。これらに対応するためには、高い事務処理能力に加えて地域の課題を発見して、その解決方法を立案し実践する能力なども、これから大変求められていくと考えます。

しかし、あの権限移譲や職員定員不足などで地域活動まで手が回らない状況というのも実情であり、公務員離れで採用試験を受験する人数も年々減少しているような状況でございます。とはいえ、今いる職員にいろいろな経験をさせるために、種子島地区広域事務組合や種子島産婦人科医院組合、また鹿児島県後期高齢者医療組合、県庁の市町村課、県自治研修センターなどに派遣をしているところでございまして、先ほど永濵議員からもございましたが、副町長も農水省の方からの出身でございますし、国県、そこへの人事交流などもこれから先積極的に行っていって、職員の資質の向上、そしてなおかつ、先ほど議員からございましたIT関連の知識を全ての職員が習得できるような形づくりをしていくことで、町民の皆様によりよい行政サービスを提供できるような環境づくりをしっかり整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 9番、迫田秀三君。
- 〇9番(迫田秀三君) 我々のこの中種子町の役場職員の皆さんは、それぞれ高 い知見を持った優秀な職員だと思っています。入庁当初は、中種子町のため

に何か役に立ちたい、こういう強い思いを持っていたはずです。それがやは り日々の業務に追われていく中で、当初のモチベーションが薄れていくので はないかなというふうに推察をするところです。職員のやる気をどう引き出 し、それをいかに高め、そしてそれを維持していくか、それが大事だと思い ます。そのための環境整備も必要かと思います。

先日、国家公務員の定年延長の話が報道されておりました。いずれ地方公務員もそうなっていくと思います。ベテラン職員をどう活用していくか。近年は住民の行政に対する要求もいろんな部分で多岐にわたり複雑化していると聞いております。そういったクレーム処理などで若手職員が過度の精神的負担にならぬよう、あわせてベテラン職員が若手の教育係として、うまく融合して、今後の中種子町の行政をリードしていく。そしてその職員が地元に帰れば地元のいろんな部分でリーダーとなっていく。そうすることによって、そのあとに続く地域の若者も増えてくるんではないかというふうに思います。

そして若手職員自らがこの町の将来に向けて勉強会なども自主的に行われるようになってくれれば万々歳です。そういったことも期待して、私の今回の質問を終わります。

○議長(徳永留夫君) ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時25分からとします。

〇議長(徳永留夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に12番、園中孝夫君。

〔12番 園中孝夫君 登壇〕

**○12番(園中孝夫君)** お疲れさまでございます。

最後の質問者でございます。私は今回、空き家対策と課題についてと地域の 活性化と定住促進について質問をさせていただきます。

昨今、どこでもでしょうが高齢化がますます進み出生率は下がり、人口減少は、これからさらに加速していくのは誰しも感じ、いろいろな施策や計画を立て、年度を越してきていますが、期待しているような成果は現れずにどうしたらいいのかわからないのが本音ではないでしょうか。また、こういったことは早々成果が出るというわけでもないということも理解しているところです。

そうした中、高齢者の方々も、どちらかというとひとり暮らしの人たちが多くなってきて、これから先、この空き家問題は大きな課題になってくると思うところです。この空き家対策には、問題のある空き家の除去とまだ活用し得る空き家の有効利用という二つの方向性があります。

政府もいろいろな施策をとっていますが、それがうまく機能しているかどうかは目に見えてこないのが現状ではないかと思うところです。そのためにもこ

れからさらに多くなっていくであろう空き家の問題は、問題空き家の除去については、今後も所有者による自主的撤去を促すのが基本となるでしょうが、将来的には、所有者不明の空き家も増えていくことも予想されます。危険かつ所有者による解体が期待できない空き家について、どれだけの費用を費やして解体していくかという問題にも発展しかねません。そのことは、今後取り上げていく課題だと思います。

私は、今回はまだ活用できる空き家の有効利用の方を伺います。いろいろな利用方法を含めて、都会からの I ターンUターン者などに島の魅力を発信して移住してもらうことは大事なことです。そのことが人口増加にもつながることであります。 ただし、住むところがないと言ったことでは話になりません。

そこでお聞きしますが、町内にどれぐらいの空き家があるのかお伺いしたい と思います。

あとの質問は質問席で行います。

〇議長(德永留夫君) 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) 町内の空き家状況を伺いたいということでございますが、空き家の実態でございますが、町内には多数の空き家が存在しており、議員おっしゃるように今後人口減少や高齢化の進展によって、数が増えることが予想されている状況でございます。

平成28年度に実施しました空き家調査では、現地調査を416件、その中で空き家候補数332件を対象に意向調査なども実施しているところでございます。また再調査した結果、5年以上前からの空き家で修理が必要なものであったり廃屋状態で入居不可の状態が大半であったというのが現実でございます。

現在の空き家の状況としては、そのような状況でございます。 以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 町長がおっしゃったように、その空き家の中で何戸の空き家が利用可能だということはわかりますか。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 空き家はあるんですが、当然持ち主の意向が最優先されることになろうかと思います。

その意向調査を説明をさせていただきますと約50%の意向調査の回収率であったということをまず前提としてお話をさせていただきますが、その50%の回収率のうち、町内の所有者が46%、県内で町外の所有者が22%、県外などが32%でございまして、対象住宅の状況としましては、利用していないという人が6割を超えております。そして、また次に盆や正月など短期間もしくは、長期にわたって帰省したときに利用するというようなこと、また物置、倉庫として利用しているというような状況でございました。

今後の活用策につきましては、自分、また家族が管理をしますというような 方、また予定がない、また住宅を議員おっしゃるような解体をしたいという意 向があるというような状況で、現状はそのような状況でございます。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 今、空き家がいろんな利用可能だということで、町長からお伺いしましたけど、現在、何軒の空き家バンクの登録があるか教えてもらいたいと思います。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 議員おっしゃる空き家バンクの件でございますが、空き家の所有者の方に空き家物件を登録していただくシステムでございます。

これに関しましては、利用希望者への紹介をさせていただくということになっておりますので、当然、利用したいという方に、登録した皆さんは、当然貸し出しができる環境が整っている状況での話ということになろうかと思います。

中種子町のホームページにおきまして登録状況公開しております。物件の登録が3軒、利用者登録が22件でございます。利用者登録は22件ということでございますので、空き家に対しては、利用者登録としては多いのかなというふうには感じるところでございますが、空き家物件の登録としては3軒ということで、そこまでまだ、所有者の皆さんの意識が我々が持っているイメージが、そのまま所有者に対して伝わっていない部分もあるのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- ○12番(園中孝夫君) そういった中で、空き家バンクの登録と活用により、空き家の有効活用と人口減対策を効果的に推進します。と表明をしております。 具体的にどのようなことを考えていますか。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 空き家バンクの件以外でも中種子町定住促進住宅整備事業を活用しまして、IUターン者並びに地域後継者などに貸し付けた空き家というものは、平成23年度から30年度までで32軒、本年度においても5軒の整備と3軒の貸し付けが行われており、残り2軒が貸し付け予定というふうになっているところでございます。

同じく地域定住支援事業を活用した実績は、平成26年度から本年度まで38軒でございまして、そのうち空き家を購入して整備を行ったものが6軒、これが含まれております。

なお町内の空き家などの有効活用、これをしっかり図っていくことを目的に、 1市2町と連携協定を締結しました株式会社川商ハウス、ここともしっかり連 携をしながら、情報交換をしながら、移住定住促進と適切な空き家の管理、こ の管理がとても大切な部分ではないかなと思いますので、これの推進に努めて まいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。

- ○12番(園中孝夫君) 移住者へ貸し出す目的に、町内の空き家を改修する経費に補助を行い、定住環境の整備を行います。とありますが、これは持ち主がするのですか。それとも借り主ですか。町が利用可能と判断した空き家をそういった方向でするのですか。
- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- 〇町長(田渕川寿広君) 詳しくは担当課長に説明させます。
- 〇議長(德永留夫君) 企画課長。
- **○企画課長(下村茂幸君)** すみません。もう一度質問をお伺いしてよろしいでしょうか。
- ○12番(園中孝夫君) 改修について。
- ○議長(徳永留夫君) 手を上げてお願いします。 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 改修について経費の補助を行い定住環境の整備を行います。と施政方針の中にあるんですけど、これ普通やったら持ち主がするんですけど、このあれで持ち主がするのか、それとも借り主がするのか、町が利用可能と判断した空き家をそういった方向でするのかということです。
- 〇議長(德永留夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(下村茂幸君)** 所有者及び管理者でございます。
- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- ○12番(園中孝夫君) 普通、所有者がするというのが本当だと思うんですけど、この環境整備とありますので、役場が、役場というか町がもし利用可能だったら、そういうことをしてくれるのかと思ったものですから、こういったことは、空き家の所有者やこれから空き家になる予定の住宅を持ってる人向けの専門家のアドバイスなど無料で相談する。無料で相談できることなど、行政が率先して進めないと人口減少対策などを含め、その成果が思うようにはならないのではないですか。

幸い行政としてはそういったアドバイスは川商ハウスに委託しているようですので、それだけスムーズに進んでいけるということで理解をしております。 施政方針の中で、こういった空き家対策を柱に移住定住を進める。と言っていますが、現段階で移住希望者が何件もあって、そういっているのであればいいのですが、今のやり方で効率的な成果が出ると思いますか、どうですか。

- ○議長(徳永留夫君) 町長、答弁できますか。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 今のやり方で成果が出るのかどうか。出ると思っているのかどうかという御質問でございますが、成果が出るように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、川商ハウスさんに業務委託はまだしていません。協定を締結して情報 交換をしっかりやっていけるようなことで、町民の資質の向上に向けた取り組 みを一緒にやっていきましょうという協定を結んだというところでございま して、空き家の情報というものを発信する。一つのシステムとしても我々は、 この川商ハウスさんの不動産業としての能力に頼るべき部分も多々できるん じゃないかということから、協定を結ばさせていただきましたので、これは協定締結して、種子島支店を中種子に設置していただいてから、そう日数がたっておりませんので、そこら辺の情報発信能力というのは徐々に成果としてあらわれてくるものではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- **〇**12**番**(**園中孝夫君**) はい。わかりました。

利用方法については、様々な取り組みがあると思います。中心部に人が集まるのではなく過疎地域に人が集まる場所にするのが一番よいことだと思います。都会からの呼び起こしには、なかなか折り合わない部分など問題点も多いと思いますが、その一つ一つに丁寧に答えていって、これで人口の増大になるという道筋をはっきりつけて取り組んでいただきたいと思います。

次に中心街というか野間地区など近辺の町営住宅などは、空き部屋というのはほとんどないのではと思うところです。田舎というか語弊もあるかもしれませんが空いているところが多いのではないでしょうか。どうですか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 野間校区を除く町営住宅に関しましては、70 戸あるうち 13 戸が空き家となっているということです。
  以上です。
- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 私が調べたのとちょっと数字が違うんですけど、納官校 区の住宅ですが、なかなか新規では人が入らないということが多いような気 がします。

その理由に利便性の問題や地域の行事参加、諸々の出費、そういったことが原因の一つではないかと思っております。現在入居している人たちが出ていくということは、よっぽどのことがない限りあり得ないと思いますが、老朽化は進み、家賃は所得割合でそのままといった部分も考えられ、入居者も入居しようと考えている人も、もう少し何とかならないのかと考えているのではと思うところです。

そういったことを踏まえて、何らかの取り組みや何らかの対策が必要な時期がきているのではないかと思うのですが、どう思いますか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 老朽化してなかなかやっぱり住みにくいとか、浄化槽設置の問題、いわゆる現状では簡易水洗であったりとか。そういったところもあって、なかなか若い人が住みづらいっていうか、やはりそのニーズに応えられていないという部分はあるし、それは否めないものだというふうに思いますが、納官団地に関しましては、令和3年度に耐震診断を計画しております。4年度に改修設計業務、5年度に改修工事を行うという予定で今進めているところでございまして、議員のおっしゃる対策をとっていく必要があるのではないかというところは、そういったところで、こちらとしても考え

て計画を立てているような状況でございます。 以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) そうですか。次の質問にも関連していくことですが、地域の活性化のためにも何らかの対策が必要になってくると思うということをつけ加えて、次の質問に入ります。

次に、地域の活性化と定住促進についてですが、地域おこし協力隊の取り組みについては、5年前ぐらいから取り組みがなされていると思いますが、地域おこし協力隊で地域の活性化をうたってきましたが、どういった成果が出ているのか、未だ見えないのが現状ではないかと私は考えます。

前にも質問をした経緯がありますが、それからも余りよく見えてきませんが、 地域おこし協力隊の体制づくりがうまくいっていないような気がしますが、ど うでしょうか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 地域おこし協力隊がうまくいってないのではないかという御意見でございますが、当然、議員も活動成果としての認識は、おわかりだと思うんですが、広報紙であったり、その他のフェイスブック、またYouTube、なかたねチャンネル、それからそういったものを含め、KKBが主催しております「ふるさとCM大賞」こういったものでも非常に優秀な成績をおさめていただいております。そういったところで本町の当然情報発信につきましては、予想以上に私は成果が出ているものではないかなというふうに感じております。

なかたねチャンネルというものを議員、何本ぐらい映像したプログラムが導入されているか。というところあたりは御存じかと思いますが、結構なチャンネルの中で映像として発信をしていただいており、まだまだ、それを視聴者の数といいますと、5,000人程度ではございますが、そういったのが徐々に伸びつつあるのかなというふうに感じているところでございますし、「あなたのふるさと中種子」というすばらしい歌、これは町民が作詞作曲して、町民が歌っている歌でございますが、こういったのもしっかり発信をさせていただいており、こういったものに関しては、出郷者からも非常に好評を得ておるところでございます。

以上です。

- ○議長(徳永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 町長が言ってることはわかります。現在2名の地域おこ し協力隊がいると思いますが、この方々はどちらかというと町中心主体の業 務を担っているのではないかと思います。

今町長が言われましたように、田舎といいますか、過疎地域の活性化が急務ではないのでしょうか。それなら強制的にも地域にそういった人たちを派遣させる取り組みが必要になってくるのではと思います。地域がこうしたいから行政からの支援をお願いするというのが理想だと思いますが、そういったことは

なかなか難しいと思っています。

なぜなら、地域の役員さえ順番制で、なり手がいない状況で、仕方なく引き受け一年終わればいいと思ってる人たちがいる地域が多いのではと思っています。

そういった地域で何かを起こそうと将来の地域のことを考えて取り組む手段を考えていこうと思っている人たちがいると思いますか。ぶしつけな言い方かもしれませんが、私は、そういった人たちは地域にはいないと私は思っています。

それでも地域おこし協力隊を使って地域の活性化を図りたいのなら行政で、この校区にはこういった良いところがあるから取り組んでほしいとか、この地区は、こうだからこういったことに取り組んでいってほしいと提案をして地域おこし協力隊を派遣するやり方がいいのではと私は思います。そうした方が地域との密着度も高まり、都会から見た視線でのその地域の活性化が進むと思うのですが、どう考えますか。

#### 〇議長(德永留夫君) 町長。

○町長(田渕川寿広君) 地域おこし協力隊自体の人数的に言いますと、今まで 2名の地域おこし協力隊を採用しておりまして、1名は、もう任期が終わっ たところです。まだ地元に残っていろいろな活動をこれから進めていきたい というふうな話を伺っております。

1名は3月、4月末までの任期でございまして、それが終了したら岩岡校区、 屋久津のほうに定住して、そこでまた起業していくというようなことで、地域 とは密着しているのではないかなというふうに考えております。

役場を主体に活動しているわけでございますが、当然、例えば納官であれば、納官校区の子どもたちの和太鼓の情報であったり、そういったことにも取り組んでおりましたし、他の校区、全ての、増田校区であっても、どこであっても、星原校区であっても相撲大会を撮影に行って、それを情報発信をしたりとかそういったところで接点を多分、多岐にわたって、この2人だけですがあったように僕は感じている私は感じております。

そういった地域おこし協力隊、そういったところに、例えばどこどこ校区担当というところまで数的に振り分けられないというのが非常に現状でございますが、全ての町内の各校区をこの2人が回っていただいておりましたので、また議員の皆さんたちが会ったときに話も聞いてあげたり、また地域おこし協力隊に対して、今議員がおっしゃるようなこと御意見等も、また、御提言いただければなというふうに思っております。

4月で1名が任期が終了いたしますが、今年度は、4名の応募者があったんですが、1名が不採用、もう1名が自己都合により辞退ということで、この4月からは2名、男性1名、女性1名が着任予定となっているところでございます。移住定住だったり、それは全ての校区のですね。野間とかそういったことに限らず、移住定住や特産品の開発、また各校区のPRであったり情報発信活動の支援をしていただくようなことで計画をしているところでございます。

そういった意味では、また地域おこし協力隊、また新たに4月から赴任した場合は、また皆さん方とも議員の皆様方とも情報交換等もできるような環境づくり、そういったものをしながら、また、それぞれの議員さんたちの地域においての動きの提案なども協力隊に対していただければありがたいかなと思うところでございます。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- ○12番(園中孝夫君) ありがとうございます。

1週間前の新聞にも出ていましたが、鹿児島市の取り組みで桜島に2名の地域支援員の募集をかけるということで記事が出ていました。主に桜島大根やビワなど特産加工品の商品デザイン、農産物のPRや販売拡大を手がけるということでした。

そもそも地域おこし協力隊制度は、都市部から過疎地域に1年から3年の任期で移住し、特産品開発や農林水産業などに従事するという制度なんですから、行政でそういった校区への簡単な調査アンケートをとって協力隊を派遣するように段取りはしているようですが、それでも、校区が手を挙げないというのは、どういう理由があると思いますか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- ○町長(田渕川寿広君) 校区の皆さんには、当然その居住してその校区でということになった時点で、その空き家がなかったり適切な事務所を兼ねた空き家のような家屋が見受けられないというお話も伺います。そしてまた、その対応、校区長がするのか、集落長がするのかというようなところで、なかなかこうイメージどおりに進んでいかない部分もあるのかなとは思いますので、先ほどから言っておりますように、役場に基本机を置いて、町内の各集落、いろいろなことに関与できるような形づくりをして、それを受け入れるような形づくりを作っていくのも我々の仕事かな。また地域おこし協力隊の仕事ではないかなというふうには考えておりますので、4月に赴任した人がいきなりもう地域のことをばんばんというわけにはいかないと思います。

まず1年は本町、中種子町の各校区、そういったところをめぐって、いろんな情報を彼らなりに収集して、それをどう活用していくのかというのは、これからまた地域の皆さんに協力がいただけるような形づくりとして対応していってもらうようにお願いはしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- ○12番(園中孝夫君) 今町長が言われたように、校区が手を挙げないというのは、いろんな面で、区長なんかも一年で終わって、後の次の区長が来るということで、面倒くさがりというか、そういうのが多いんじゃないかと私は思います。

それと閉塞感があるので将来的に心配になっているわけでございますが、地域活動の主体は、そこに住む住民であると町長も言っております。その活動を

実践するには、それに取り組もうとする熱意を持つ「人」の力が必要であるとも言っております。その人が地域おこし協力隊であるということもわかるような気もします。そこに住む住民を地域支援員として育てることが本来の地域の活性化になるのではと思います。ただ、そういった考えを持った人たちが少ないのも現実なのです。またそういった考えを持った人たちが立ち上がろうとすると、その足を引っ張る人がいるため、思うような成果も上げられないということが要因にもなっているような気がします。

地道な取り組みが必要なのでしょうが、せっかく導入して、さらに加速させようとするのであれば、行政もいろんな手法を取り入れて進めてほしいと思います。

次に、移住者・地域後継者の定住について、地域の活性化に資するため地域 後継者の結婚対策に取り組むとしていますが、この地域後継者とはどういった 人を指すのでしょうか。

- 〇議長(德永留夫君) 町長。
- **〇町長(田渕川寿広君)** 地域における、いわゆる農業であったり漁業であった り商工業、そういったものの後継者ということでございます。
- 〇議長(德永留夫君) 12番、園中孝夫君。
- O12番(園中孝夫君) 町長のさっき言った地域後継者の捉え方、地域の活性化になるがどうかは不透明ですが、この地域後継者の捉え方には、いろいろあると思いますが、どちらかというと、先ほど、町長が言いました、農林業への後継者といったことが問題視されているのではないかと思います。

そういった農林業という職種が魅力的なものでない限り、後継者さえいない。 後継者がいても、相方がなかなか見つからないというのが現状ではないでしょ うか。この結婚対策への取り組みは、10年以上取り組んできたと思いますが、 その間8組の夫婦が成立したと聞きました。

その成果は、ないと言いませんが、1年に1組もないということも指摘されて仕方ないことです。その8組の職種を聞いてみると役場職員とか農協職員といったような安定した職種の人を求めるといったようなことが現実的のような気がします。また、そういったカップルは地域ではなく、中心部に構えるといったことが多いと聞いています。

こういった現状の中で、これを進めていくということは、今までのやり方では地域の活性化にはならないと思います。だからといって、こういった取り組みはやめたほうが良いということでもありません。

中種子町は農業の町なんですから、後継者や地域の活性化を図っていくのなら、農業の魅力をアピールすることとネガティブなイメージを払拭することが大事だと思います。もうからない。重労働できつい。天候に左右されて収入が不安定というイメージを持つ若者は多いようです。

国の対策である収入補償の可能性を示唆することが初期投資に見合う収入 の確保も必ずしも難しくないことや、農家の仕事は人々の食を支える意義のあ ることなどを国・県・町一体となってアピールして、若者や外国人就労者を確 保することもこの後継者問題の解決になり、そのことが地域活性化につながっていくということにもなると思います。そういったガバナンスが必要になってくると思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

最後になりますが、全世界を脅かしている新型コロナウイルス対策につきましては、人ごとではなく、我々身近な問題として、いついかなることがあったとしても慌てず、対処できるように、今から対策を含めて取り組んでいく姿勢をお願いして、これで私の質問を終わります。

○議長(徳永留夫君) 以上で、一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_

○議長(徳永留夫君) ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時30分からとします。

○議長(徳永留夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

----

日程第3 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

〇議長(徳永留夫君)日程第3、陳情第1号、「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、蓮子信二君。

〔総務文教常任委員長 蓮子信二君 登壇〕

〇総務文教常任委員長(蓮子信二君) 本定例会において、当委員会に付託された、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書の審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月4日、防災センター第1会議室において、全委員出席のも と委員会を開き、審査を行いました。

陳情第1号は、中種子町野間在住の下田誠氏ほかから提出されたものです。 陳情の趣旨は、国内のたばこを取り巻く環境については、たばこ税増税や受動 喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等により、喫煙規制強化の 動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。

一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、税収面からも、たばこ税は、国・地方の貴重な財源として、一定の役割を果たしています。各自治体においては、独自の条例制定等、喫煙規制の強化が加速しているが、受動喫煙防止対策の基本は共存共栄であり、分煙社会の実現こそ、目指すべき本来の姿であると考えます。

改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点か

らも、分煙環境整備の重要性が一層高まってきており、喫煙者が負担する地方 たばこ税の一部を納税者に配慮した取り組みに有効活用していく、すなわち分 煙環境の整備に充当する必要性、妥当性が高まってきている状況にあります。

分煙環境の整備は、喫煙者・非喫煙者の共存、望まない受動喫煙の防止はもとより、たばこの総需要減少に一定の歯どめをかけることも期待でき、たばこ作農家の生産意欲の向上、さらには、将来不安の払拭にもつながるものと考えます。たばこ税制の検討に当たっては、財政物資としての位置づけ、たばこ作農家を含めた国内たばこ産業の実態等を踏まえ、検討がなされることを求めるとともに、分煙環境の整備に向け、その財源として地方たばこ税の一部が充当されることを強く要望します。というものであります。

審査の結果、質疑、討論なく、全会一致で願意は妥当であるので、採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書についても、原案のとおり、これを提出すべきものと決定しま した。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

O議長(徳永留夫君) これで総務文教常任委員会での審査報告を終わります。 これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採決です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採決することに決定しました。

日程第4 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

○議長(徳永留夫君) 日程第4、発議第1号、「地方たばこ税を活用した分煙 環境整備に関する意見書」を議題とします。

案文は配付いたしております。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、 その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと 思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

----

日程第5 議案第27号 令和元年度中種子町一般会計補正予算(第5号)

〇議長(徳永留夫君) 日程第5、議案第27号、「令和元年度中種子町一般会計 補正予算(第5号)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長(田渕川寿広君) それでは議案第27号について説明をいたします。

今回の補正は、国の補正予算に伴うGIGAスクール構想における公立学校情報通信ネットワーク環境整備補助金の内示が3月6日にあったことから、町債の増額が必要となりました。この町債への申請には議会の議決が必要となるため、緊急に補正予算の計上をお願いするものでございます。

歳入予算を御説明いたします。

国庫支出金は、内示により2,227万6,000円減額、繰入金は、財源調整のため減債基金を32万4,000円減額、町債は2,260万円の増額。

歳出予算については、財源内訳の変更のみでございます。

その結果、補正後の予算総額に変更はございません。

以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上させていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、可決されました。

----

日程第6 議案第22号 令和2年度中種子町一般会計予算

日程第7 議案第23号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第8 議案第24号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第9 議案第25号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第26号 令和2年度中種子町水道事業会計予算

〇議長(徳永留夫君) 日程第6、議案第22号、「令和2年度中種子町一般会計 予算」から、日程第10、議案第26号、「令和2年度中種子町水道事業会計予 算」までの5件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長、蓮子信二君。

〔総務文教常任委員長 蓮子信二君 登壇〕

〇総務文教常任委員長(蓮子信二君) それでは報告をいたします。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託された、議案第22号、令和2年度中種子町一般会計予算から、議案第26号、令和2年度中種子町水道事業会計予算のうち、関係所管に係る部分について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は3月の4日、5日の2日間、防災センター第1会議室において、 全委員出席のもと、関係課長ほか係長の出席を求め審査を行いました。

審査に当たっては、付託された案件を一括議題とし、所管課長より概要説明を受け、各担当係長より予算書に基づき詳細な説明の後、質疑を行いました。

まず、議会事務局・監査委員室について、議会費の予算額は、昨年度より129万6,000円減額の7,970万3,000円で、議員共済の負担率減に伴う減額計上となったと説明。監査委員費では、昨年度より78万7,000円増額の1,083万9,000円で、職員の人件費の増。との説明でした。

次に、選挙管理委員会について、7月には鹿児島県知事選挙が予定されており、その選挙に係る執行経費を計上している。各選挙において適正な選挙事務が執行できるよう準備を進め、万全な体制で選挙に臨む。明るい選挙の推進については、協議会を中心に啓発活動を強化し、明るい選挙の実現と投票率の向上に向けて、町民の意識の高揚を図る。との説明。予算の主なものは、鹿児島県知事選挙費680万8,000円を計上している。

質疑に入り、県知事選挙の補助金などの質疑があった。

次に、社会教育課について、町民1人一人が学習することができる生涯学習社会の実現を図るため、「生きがいのある人生、ふれあい学び合う地域社会づくり」を基本目標として、町民の多様な学習ニーズに対応するための生涯における学習機会の拡充と、生涯スポーツ、芸術文化活動を推進するため、各関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、各施策を実現するための予算を計上している。

各係ごとの施策で、社会教育係は、本町の将来を担う青少年の健全育成を目指し、異年齢集団で体験活動を行う、なかたね子ども体験活動事業を中心に各種事業に取り組む。読書活動の推進については、町内の読書グループによる保育所、幼稚園、各小学校での読み聞かせ会及び公民館図書室お話し会の推進を図る。24年度から進めてきた学童保育事業のさらなる充実を図り、令和元年度に引き続き利用料の無料化を実施する。また、家庭教育、成人教育では、家庭教育学級の開設や子育て講座等研修会を開催し、家庭教育力の向上を図る。

公民館係は、中央公民館を生涯学習拠点として位置づけ、生涯学習講座の高齢者学級を開設し、生涯学習の推進を図る。公民館活動の充実を図るため、町自治公民館連絡協議会及び自公連女性部の活動支援と公民館簡素化運動を推進する。また、図書室事業では、図書システムの有効活用を図りながら、適正な蔵書管理と利便性の向上に努め、町民の利用を促進する。

文化係は、種子島こり~なを拠点に町民にすぐれた芸術、芸能作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化協会等と連携を図りながら、多くの町民が芸術文化を創造し享受できる環境づくりを推進する。歴史民俗資料館は、収蔵品の整備充実を図りながら、魅力ある展示と入館者の増員に努める。文化保護関係では、国指定重要文化財の古市家住宅と国指定天然記念物の種子島阿嶽川のマングローブ林、県指定史跡の立切遺跡の保存活用を図るとともに、町指定文化財の保存活用と郷土芸能の保存伝承の取り組みを支援する。

郷土史編さん係は、各専門委員の計画的な現地調査の推進を図るとともに、その他専門分野について、原稿執筆を依頼し、地元担当者で作成する行政分野を令和2年度中に発刊する。

社会体育係は、スポーツを通した「健康で明るく住みよいまちづくり」を推進し、町民の健康づくりと競技力の向上を図る。スポーツイヤー記念としての町民体育祭、町内駅伝競走大会及び炬火イベント等、町民が多数参加できるスポーツイベントを開催し、町民の親睦融和と健康増進、体力向上に努める。また、よいらーいきスポーツクラブを中心に、生涯スポーツ活動の充実を図る。スポーツ合宿誘致は、実業団、大学、高校運動部の合宿を推進し、施設の有効活用と町の活性化に取り組む。との説明。社会教育課の歳入予算額は、前年度比106万3,000円増の993万6,000円、歳出予算額は、前年度比4,675万1,000円増額の2億7,102万4,000円の計上となっている。

質疑に入り、なかたね子ども体験活動の内容、公民館簡素化運動アンケート 結果、スポーツ合宿、体育協会への補助金などの質疑があった。 次に、給食センターについて、学校給食を健康教育の一環として位置づけ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を願い、成長の段階に応じた安全でバランスのとれた給食の提供を基本に管理運営に努めている。食育は、生きる上での基本であり、「知育・徳育・体育」の基礎となるべきものとして位置づけられ、学校給食の果たす役割はますます大きなものとなっている。その歳出予算は、6,040万2,000円。との説明でした。

質疑に入り、給食費補助は金額で月にどれぐらいか。に対し、小学生700円、中学生900円。と答弁。ほかにも、給食費補助の根拠や食品廃棄物の処理方法などの質疑があった。

次に、教育総務課について、県及び地区教育行政の施策を踏まえ、「風に向かって立つ中種子の人づくり」を基本目標とし、郷土の教育的な伝統や風土を活かし、全人教育の推進に努める。

学校教育では「困難に立ち向かう、生きる力にあふれる子どもの育成」を目 標とし、生きる力を備え、前に向かって進む人間の育成を図る学校教育の創造 を目指す。そのために、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の 推進、能力を伸ばし、たくましく生き抜く力を育む教育の推進、教職員の資質 向上と開かれ信頼される学校づくりの推進、の三つの施策を柱とし、学校教育 を推進し、中でも発達障害など特別な教育的支援を要する児童・生徒が在籍す る小・中学校に特別支援員を配置し、適切な支援を行うとともに、常勤の特別 支援員の増員を図る。また、県のスクールカウンセラー派遣事業に合わせて、 教育相談員を配置し、不登校、いじめ等の相談業務を実施することに加えて、 県のスクールソーシャルワーカー活用事業を継続して、家庭環境の調査や家族 との面談を実施し、家庭的に問題のある児童生徒の詳細把握と早期対応により、 教育環境改善を図る。増加傾向にある不登校事案の対策として、本年度から福 祉環境課及び社会福祉協議会と連携し、適応指導教室を新設することにより、 学校以外に子どもの居場所を確保し、引きこもり防止と早期学校復帰を図る。 岩岡小学校での、うみがめ留学制度については6名を、星原小学校では、家庭 留学一世帯、2名の受け入れを予定していることから支援を行う。27年度から 実施している土曜授業は、毎月第2土曜日を基本に、年9回の実施を予定して いる。

学校施設、教職員住宅等の教育環境の整備については、児童生徒の教育環境づくりのため、緊急性の高いものから、優先的、計画的な整備・改善に努めていく。また、ICT教育環境整備として、1人1台タブレットの導入整備、読解力を把握するためのリーディングスキルテストを児童生徒及びこれを指導する教職員へ実施、教職員の働き方改革のための環境整備として、校務支援システムの整備、教職員の資質向上のため、大学教授等を外部講師に招いて、指導力向上研修を実施する。そのための歳出予算総額は4億4,303万1,000円となっている。との説明でした。

質疑に入り、各事業内容についての質疑があった。

次に、水道課について、老朽化が進む浄水場は、施設の規模を見直し、災害

に強く効率的な浄水場とするため、水道施設耐震化事業に着手し、2,000立方メートルのステンレス配水池を建築し、緊急時でも、約12時間配水できる設計とする。また、異常気象などによる水不足対策として、古房浄水場近辺に新たな地下水を補給水源としてボーリング工事を実施する。収益的収入は、給水件数4,657件、総給水量約89万トンで、給水収益等営業収益は、1億7,347万1,000円を見込み、営業外収益等を加え、収益的収入の総額は2億8,331万4,000円で、収益的支出の総額は、3億1,801万6,000円となっている。資本的収入は、企業債や出資金などの総額で6億2,675万円、資本的支出は、配水設備改良費及び企業債償還金など、総額7億9,222万4,000円、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,547万4,000円は、当年度損益勘定留保資金8,363万9,000円、減債積立金1,663万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,520万1,000円で補填する。との説明でした。

質疑に入り、総給水量が減った理由は。に対し、人口減少と生活環境の変化 と答弁。ほかに配水池設置に伴う工事内容について質疑があった。

次に、税務課について、基本施策として適正で公正な課税、公平で確実な徴収、正確で迅速な収納管理により自主財源の確保に努めている。個人住民税については、所得の大部分を占める給与所得の増により若干の増額を見込んでいる。法人町民税もサトウキビ関連事業を中心に若干の増を見込んでいる。との説明。

徴収業務については、職員による徴収班の編成による戸別訪問徴収、納税相談を実施し、滞納整理業務は、誠意が見られない滞納者の財産調査を行い、滞納処分の執行と納税意識の向上を図る。また、昨年度からは、熊毛支庁県税課職員に鹿児島地域振興局の特別滞納整理班を加えた相互併任方式による滞納処分の強化を図る。との説明。税務課の一般会計歳入予算額は、町民税等10億2,395万9,000円、歳出予算額は、税務総務費及び賦課徴収費で8,138万6,000円となっている。との説明。

税務課所管分の国保特別会計は、高齢化、高医療費、低所得といった国民健康保険制度の構造的問題を抱える中で、財源確保に向けて、税率、医療費の適正化に向け、事業運営を推進する。平成30年度から財政運営の責任主体が県へと移りましたが、国民皆保険制度の一環として地域保険に位置づけられる国民健康保険制度を維持運営するため、その財源となる国民健康保険税の意義周知を図りながら、町税と一体となった賦課、徴収、収納管理に努める。課税等の概要は、子牛価格の若干の落ち込みはあるが、その他、農作物の増収により増額を見込む。徴収、滞納整理業務については、納税率向上に努めるとし、条例に基づき、滞納状況に応じて短期被保険者証の交付により滞納額の縮減を図る。その歳入予算額は2億7,794万1,000円で、歳出予算額は、241万5,000円。との説明でした。

質疑に入り、地方特例交付金の増額理由、軽自動車税の状況や納税相談内容 について質疑があった。

次に、会計課について、資金管理については、町資金管理基準要領に基づき、

最も確実かつ有利な方法で保管し運営している。歳入予算額は、普通預金利子を3万円、歳出では、会計管理費が昨年度より37万3,000円減額の240万2,000円、また、一時借入金利子を19万3,000円計上している。との説明でした。

次に、企画課について、企画調整係では、第1に、最終年度となる第5次長期振興計画を基本とする事業計画の総合調整及び新たな計画づくりに着手する。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、安定した雇用、新しい人の流れ、結婚・出産・子育て、持続可能な地域に主眼を置き、次期の総合戦略策定の準備に取り組む。有人国境離島法に基づく地域社会維持推進交付金の活用による、運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、滞在型観光の促進、雇用機会の拡充に引き続き取り組む。第2に、地域公共交通対策の推進。第3に、広域行政への取り組み。第4に、国勢調査などの統計調査。と重点施策を説明。

広報係は、毎月の広報紙の編集発行、ホームページの管理やフェイスブック の活用により、行政情報等をわかりやすく提供する。との説明。

電算係は、町村会の共同処理のメリットを生かしながら、各課等の効率的な 事務処理に対応し、またセキュリティー強化にも努める。

地域振興係では、集落等地域活動支援対策、定住促進、ふるさと納税の増額 に努める。

商工観光係は、商工業・商店街の活性化、日本プロサーフィン連盟等の種子 島大会の誘致など観光振興を行う。との説明でした。

質疑に入り、各事業に対しての要望や内容についての質疑があった。

次に、総務課について。係ごとの施策で、行政係は、定員管理適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めるとともに、給与の適正化、行財政の健全化に努める。昨年度に引き続き業務改善計画の策定を進め、令和3年度をめどに機構改革に取り組む。職員研修については、県自治研修センターで実施される各種研修会を活用し、職員の資質向上に努める。また、職員の健康管理については、人間ドック等の実施により、安全衛生管理の徹底に努める。その実現のための歳出予算額は、一般管理費3億7,976万3,000円等を計上している。

財政係は、収支の均衡のとれた財政運営に努め、経常経費・物件費の抑制に 努める。地方債の管理についても、財務指標の動向に留意しながら有利な地方 債の活用を図る。その歳出予算額は、財政管理費434万9,000円、公債費8億 6,876万9,000円等を計上している。

消防交通係は、交通安全施設の整備を図り、交通事故防止に努める。火災等における消火救難活動において非常備消防団の役割は大きく、欠かせない組織であるが、団員の確保が年々厳しくなっており、消防団員の定員確保に努め、町民の安心安全の確保を図る。また、隔年開催の消防操法大会を実施する。その主な予算額は、非常備消防費では、消防団員の出動費等5,001万5,000円、災害対策費881万8,000円、常備消防費1億8,063万円等を計上している。

管財係は、町有林管理として、森林環境保全直接支援事業を活用し、12へクタールの搬出間伐等を計画している。町公共施設管理公社に補助金を交付し、

運動公園等の清掃管理を委託し適正な管理に努める。と説明。その予算額は、 財産管理費で、6,771万5,000円、造林事業費では835万4,000円を計上している。

施設管理係は、公共施設の清掃管理業務や運営管理業務を行い維持管理に努める。その予算額は、6,032万6,000円を計上している。との説明でした。

質疑に入り、職員の健康診断や土地建物貸付状況などについて質疑があった。 以上で、付託された案件全ての審議を終わり、全件について一括して討論を 行い、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたし ました。

以上で、総務文教常任委員会の所管に係る関係課の令和2年度予算審査についての経過と結果についての報告を終わります。

〇議長(徳永留夫君) 次に、産業厚生常任委員長、永濵一則君。

〔産業厚生常任委員長 永濵一則君 登壇〕

**○産業厚生常任委員長(永濵一則君)** 産業厚生常任委員会予算委員会の報告を いたします。

本定例会において、産業厚生常任委員会に付託された案件について、審査の 経過と結果について報告いたします。

付託された案件は、議案第22号、令和2年度中種子町一般会計予算から議案第25号、令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算のうち、関係所管に係る部分についてであります。

当委員会は3月4日、5日の2日間、防災センター2階会議室において、全委員出席のもと、関係課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

審査に当たっては、付託された案件を一括議題とし、所管課長より概要説明を受け、各担当職員より予算書に基づく説明の後、質疑を行いました。

まず、中央保育所について、歳入は民生費負担金の保育料現年度分1,145万9,000円、過年度分1,000円、子育て支援金国県補助金380万4,000円、職員食事代207万9,000円、一時預かり食事代1万9,000円、実習生謝金2万円を計上。

歳出は、保育所運営費1億8,076万6,000円で、人件費が1億6,002万8,000円で、全体の88.5%を占め、子育て支援センター事業費998万5,000円、一時預かり事業費430万6,000円で、人件費が397万円。との説明でした。

質疑に入り、一時預かりは年間何名程度の利用があるか。に対し、平成30年度は、延べ721名。平成31年4月から令和2年2月までの利用者数は延べ412名、昨年度と比較して減少している。との答弁。ほかに、保育士不足による待機児童発生などについての質疑がありました。

次に、福祉環境課について、「共につくる生きがいに満ちた福祉のまちづくり」を目指し、超高齢化社会に対応すべく福祉、介護、環境衛生行政を進めている。

歳入は、福祉係の所管する保育所及び老人施設個人負担金、温泉保養センター使用料、教育保育給付金、障害者自立支援給付費、児童手当国県負担金、重度心身障害者医療費助成事業県補助金、介護保険係の所管する高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業県補助金、環境衛生係の所管する合併浄化槽設置国

県助成金、ごみ処理手数料が主なもので、歳入総額 5 億5,759万4,000円となっている。

歳出は、福祉の所管する障害者福祉サービス費、重度心身障害者医療費助成事業費、教育保育施設型給付費、児童手当、出産祝い金支給事業、敬老祝い金、老人福祉等扶助費等が主なもので、歳出総額15億1,583万2,000円を計上している。また、介護保険係の所管する介護特別会計への介護給付に対する繰出金、介護支援係の所管する地域支援事業及び地域包括支援センター運営費などを計上している。環境衛生係の所管する浄化槽設置費補助金、中南衛生管理組合負担金、ごみ収集運搬業務委託料、種子島地区広域事務組合への負担金を計上している。との説明。

議案第24号、介護保険事業勘定特別会計について、介護保険は、第7期介護保険事業計画の最終の年となることから、効率的な介護保険事業の進捗管理を進めるとともに、今年度実施した高齢者実態調査を踏まえた質の高いサービスの提供をしながら、第8期介護保険事業計画策定に取り組みを進め、歳入歳出の総額は、それぞれ12億3,610万7,000円で、昨年度に比べ4,117万5,000円の増で、歳入は、第1号被保険者保険料、介護給付費国県負担金、調整交付金、地域支援事業国庫補助金、第2号被保険者保険料分として、社会保険料診療報酬支払い基金交付金が主なもの。と説明。

歳出は、人件費、事務費などに充てる一般管理費、種子島地区広域事務組合への負担金、要介護認定者への給付費、介護予防・生活支援サービス事業費が主なもの。と説明。

質疑に入り、高齢者実態調査を実施しているが、どのような内容の調査か。 に対し、令和2年度は、調査の年で在宅要介護者、自立した一般高齢者、64 歳以下の者に対し調査を実施している。集計と分析を行い、地域によっての課 題などを把握し国県に報告する。その後、令和2年度に計画策定を行う。と答 弁。ほかに、元気度アップの対象者、認知症サポーターなどについての質疑が あった。

次に、農地整備課について、本町は農業の高齢化が進み、担い手となりうる地域の中核的経営体の減少、耕作放棄地の潜在的拡大など、さまざまな問題を抱え、その対策が求められている。これらに即し、新たな土地改良長期計画の基本戦略に基づき、今後も引き続き農業現場の生産性の向上、食料の安定的な供給、担い手の育成・確保など、農家経営の安定向上を図るため、生産基盤と環境整備を総合的に推進する必要がある。またサトウキビの生産現場における機械化が進む中、道路条件が整っていないなど、地域の実情に応じた対策を講じることで、機械化に対応し、農地の遊休化防止、生産効率の向上に向けた支援を行うとともに、各種事業を積極的に推進し、農業農村整備事業の持続的発展に努める。と説明。

管理整備係の歳入総額は、7,081万4,000円で前年度比295万9,000円の減、主な歳入予算は、基盤整備促進事業県補助金2,640万円、多面的機能支払交付金事業県補助金4,351万3,000円。

歳出総額は、2億1,210万9,000円で、前年度比45万3,000円の増額であります。主に、県営事業負担金3,566万8,000円、農道農地等維持補修費1,548万円、基盤整備促進事業4,937万3,000円、多面的機能支払交付金事業費5,850万5,000円。との説明。

地籍調査事業の歳入予算総額は、3,023万円で前年度より1万円の減額。主な歳入予算は、地籍調査事業県補助金3,000万円。

歳出予算総額は、5,608万9,000円で前年度比43万6,000円の減額。主に、地籍測量業務委託料2,147万3,000円。との説明。

質疑に入り、多面的機能交付金で法面の舗装はできないのか。に対し、防水シートを使って補修はできる。現在の事業では法面舗装はできないことになっている。全集落においては、高齢化による草払い等が困難となってきているため、検討しながら要望も行っていく。と答弁。

次に、町民保健課について、戸籍住民係では、戸籍及び住民基本台帳に関する届出書の受理、証明書の交付など身分に関する管理事務、旅券、マイナンバーカード申請・交付などを主な業務とし、歳入総額は、交付金、国庫補助金が主なもので2,061万9,000円。

歳出総額は、4,950万7,000円で、人件費、戸籍システムなどの委託料、使用料及び賃借料などが主なもの。と説明。

保健予防係は、保健センターを町民の健康づくりの拠点とし、保健増進事業、 母子保健事業、保健予防事業などを主な業務とし、歳入では、養育医療給付事 業に係る国庫負担金及び健康増進事業に係る県負担金、若年末期がん療養支給 事業に係る県補助金、各種健康診査受益者負担金などが主なもので、歳入総額 1,109万9,000円。

歳出では、公立種子島病院、種子島産婦人科医院の運営費負担金、各種予防接種、健康診査、がん検診が主なもので、歳出総額1億6,591万3,000円との説明。

国保年金係では、年金相談、情報提供及び免除申請などの業務、国民健康保 険事業関係では、医療費などの給付業務と医療費抑制対策事業などの業務を行 っている。

歳入では、国民年金事務費交付金が主なもので、歳入総額212万1,000円。

歳出では、人件費、事務費が主なもので、歳出総額431万9,000円。との説明。 国民健康保険事業の一般会計歳入は、税務課所管の国民健康保険基盤安定国庫 負担金及び県負担金と町民保健課所管の高額療養資金貸付基金利子を合わせ て、歳入総額4,966万3,000円。

歳出では、国保特別会計繰出経費として基盤安定繰出金、一般事務費等繰出金などで、歳出総額1億761万3,000円。との説明。

高齢者医療係は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各種 医療給付申請届け出、保険証の交付、保険料の徴収が主な業務で、後期高齢者 医療事業の一般会計歳入では、後期高齢者医療保険料における均等割などの軽 減分の県保険基盤安定負担金が主なもので、歳入総額3,787万8,000円。 歳出では、広域連合共通経費と町が負担する療養給付費、特別会計への事務 費繰出金と保険基盤安定繰出金で、歳出総額1億9,899万7,000円。との説明。

議案第23号、国民健康保険事業勘定特別会計について、国民健康保険事業は、 1月末現在の被保険者数2,428名、前年比74名の減、都道府県が財政運営の責 任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心 的な役割を担い制度の安定化を図っている。特に、保健事業では、医療費適正 化のため保健予防との連帯を図り、糖尿病重症化予防事業及び生活習慣病予防 事業の推進、各種健康診査、特定健診、人間ドック、脳ドック、がん検診など への受診勧奨と助成を周年体制で実施している。

歳入は保険税、繰入金及び県保険給付費など、給付金が主なものである。歳 出は、総務費、保険給付費、保健事業費及び国民健康保険事業費納付金が主な ものであり、歳入歳出それぞれ12億3,721万4,000円。との説明でした。

議案第25号、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療は1月末 現在の被保険者数は1,834名、前年比9名減、業務の主なものは、鹿児島県後 期高齢者医療広域連合と連携を密にし、被保険者を対象とした保険料の通知・ 徴収・資格などに関するものである。

歳入は、主に保険料、一般会計からの事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及 び広域連合受託事業収入。

歳出は、人件費を含めた一般管理費、広域連合納付金及び保健事業費が主な もので、歳入歳出それぞれ1億4,373万3,000円。との説明でした。

質疑に入り、マイナンバーカードの普及率は。に対し、2月23日現在で交付1,352人、所持割合16.8%、県内では9番目の所持率である。4月より開庁時間を延長して申請受付を実施する予定。広報紙にも掲載し啓発に努める。との答弁。ほかにも、マイナンバーカードの有効期限は。とか、どうしてもつくる必要があるのか。などの質疑があった。

次に、種子島空港管理事務所について、航空機の安全運行に資するため、関係各機関と連携を図りながら、規程に定められた航空機事故対処などの訓練実施を重点施策としている。業務は、種子島空港の管理運営及び施設の管理維持で、航空局鹿児島空港事務所の指示による灯火卓操作、空港の施設・整備点検管理、照明管理委託業者の指導監督が主なもの。と説明。

歳入は、県支出金の土木費県委託金のうち、種子島空港管理事務所県委託金で5,756万1,000円。

歳出は、種子島空港の運用管理に係るものであり、職員及び会計年度任用職員給与など、作業員の報酬費などの人件費、化学消防車2台の管理委託料、着陸帯の草払い作業に伴う経費5,766万3,000円。との説明でした。

次に、建設課について、町民のニーズにこたえるとともに、地域の発展に寄与し、安全安心で豊かな社会基盤構築のために、本町の長期計画に沿った各種事業を導入し、生活基盤の整備に努めている。

道路整備は、町民が身近に利用する道路整備への要望は多く、整備が必要な路線が多数存在する中で、国道、県道整備については、県への要望を働きかけ

るとともに、町道整備については、地域の要望などを踏まえ、幹線道路、生活 道路を優先し、整備を実施していく。

河川整備は、畠田集落内の河川を自然災害防止事業により継続して整備し、また、南大渡瀬川緊急自然災害防止工事及び浜川河川管理道路舗装工事を実施して、農地、宅地などへの被害防止、生活環境の改善を図る。

町営住宅管理は、町営住宅の公営8団地193戸、単独5団地22戸、計215戸の維持管理を行い、シロアリの予防駆除、老朽化した流し台、給湯器、風呂釜などを更新し、入居者の利便、快適性など住環境の向上を図る。また、伏之前団地7号棟の改修工事、横町団地改築工事を実施する。

港湾漁港管理は、漁港施設等長寿命化計画を策定し、予防保全型維持管理を 行い、ライフサイクルコストの削減に努め、また、中山漁港、大塩屋漁港のし ゅんせつ工事を行い、漁船などの安全利用を図る。

公園管理は、事故防止のための日々の点検管理に努め、安全性の確保と適正な維持管理に努める。との説明でした。

歳入は、国庫補助金、県委託金、土木使用料、土木手数料が主なもので、歳 入総額1億6,934万2,000円。

歳出は、漁港管理費、土木総務費、道路橋梁総務費、道路維持費、道路改良舗装費、港湾管理費、都市計画総務費、公園管理費、公営住宅長寿命化対策事業などが主で、歳出合計 5 億394万3,000円を計上している。との説明。

質疑に入り、住宅使用料の未納分の回収見込みは。に対し、死亡、退去し居 所不明者などは回収不能と考えるが、現在入居している者については確実に回 収する予定。と答弁。ほかにも住宅使用料未納金などについての質疑があった。

次に、農業委員会について、農業委員会法の改正で農地利用の適正化の推進が農業委員会の主たる業務となり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などの農地等の利用の効率化及び高度化を推進することが求められている。農業委員と農地利用最適化推進委員が農家の戸別訪問によるアンケート調査を実施し、農地利用の意向を確認し、「使える農地を使えるうちに使いたい人へ」のあっせん活動をさらに進め、人・農地プランの実質化に向けた取り組みを積極的に参画することで、農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止、解消を推進する。

農業者年金は、令和2年2月末現在の加入者数は83名、受給者数は346名となっており、令和2年度においても、農業委員、推進委員、農業委員会事務局職員が中心となって加入推進活動を展開していく。との説明。

次に、農林水産課について、農政係は、基幹作物であるサトウキビが、近年 気象災害等による不作が続く中、栽培面積が減少してきており、面積推進と単 収向上に向けた取り組みを進めることが喫緊の課題となっている。そのため、 土づくりが重要なことから、農協の堆肥センターを有効活用し、ストックヤー ドの整備を図る。

また、でん粉原料用サツマイモは、作付け面積がここ数年横ばい状態から減 少傾向であるが、工場の操業危機回避のため、輪作体系の推進とバイオ苗供給 による優良種芋の確保と早期植え付けを促すため育苗段階での支援を行い、生産性向上及び労働力削減のため、生分解性マルチの普及を図る。

水稲については、新たな水田政策の定着に努め、消費者ニーズに合ったおい しいお米づくりを推進するとともに、WCSによる戦略作物の定着を推進する。 安納芋については、出荷販売統一基準に基づいた生産体制の確立のため、ブ

ランド推進本部事務局の拡充を図り、引き続き糖度測定を行い、栽培技術及び 品質向上を図るため、バイオ苗供給など、関係機関一体となって取り組む。

葉たばこ及び園芸作物等においては、消費者ニーズに合った安心安全信頼システムの構築と、ポジティブリスト制度の遵守に努めながら、K-GAP取得を推進するとともに、品質及び単収向上に努める。また葉たばこについては、単収向上及び労働力削減を図るため、生分解性マルチの推進を進め、さらにマンゴーなどの果樹についても、消費者ニーズに合った安心・安全・信頼システムの構築を図る。

農村振興係は、農業従事者の高齢化、農業の担い手不足が進行する中で農業経営基盤の強化を図るため、農地中間管理機構などの活用により、人・農地プランの中心となる経営体への農地集積や青年就農給付金事業による新規就農者の確保に努める。また、担い手の確保育成を図るため、関係機関、団体による総合的な推進体制を整備し、地域の担い手を明確にしながら、その経営改善と育成、支援することにより、望ましい農業構造を確立する。

畜産係は、本町農業基幹作目としての畜産の規模拡大を図りながら、地域の特性を生かした活力ある産地づくりを推進する。肉用牛については、耕種部門との複合経営を基本にしつつ、生産性の高い肉用牛繁殖経営の育成を図るため、各種補助事業及び、制度資金を積極的に活用し、繁殖素牛の頭数維持、子牛の損耗防止を図りながら、経営基盤の強化に努める。酪農については、生産効率の高い専門型酪農経営を推進するため、町の貸付事業を積極的に活用し、搾乳素牛確保を図りながら、衛生的、成分的にも良質な生乳生産を促進する。

林務水産係は、森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、水源涵養、地球温暖化防止等森林の持つ目的に沿った計画かつ効率的な森林整備と施業の集団化、共同化を推進する。

水産業は、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、資源回復のために漁協、 ごんげん中種子集落と連携を図りながら、より効率的な事業を推進する。また、 魚価の低迷に加え、地元での魚消費も少なく、水揚げのほとんどは島外に出荷 しているが、輸送運賃が大きな負担になっているため、海上輸送費の支援を行 い、漁業者負担の軽減を図る。

各施策を推進するための予算として、歳入総額1億1,709万3,000円で、国庫補助金、県補助金、乳用牛導入事業貸付収入、畜産担い手総合整備事業個人負担金が主である。

歳出総額は、3億3,328万6,000円で、各係の内訳は、農政係1億6,397万8,000円、農村振興係5,451万円、畜産係7,464万4,000円、林務水産係4,015万円である。

質疑に入り、堆肥ストックヤード整備事業により、どれだけの増産を見込んでいるか。に対し、島外からの堆肥をストックすることが目的であり、供給体制を整えるためである。町内での堆肥の生産アップにもつなげていく。はるのおうぎでバカスが増量見込みであるため、畜産農家とも連携し、地元で堆肥製造を行い、農家等に対し、低価で提供できるように計画している。との答弁。ほかに農業次世代人材投資事業、サトウキビ機械導入等支援事業などについて質疑があった。

以上で、付託された案件全ての審査を終わり、全件について一括して討論を 行い、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

これで産業厚生常任委員会の所管に係る関係課の令和2年度予算審査についての経過と結果の報告を終わります。

○議長(徳永留夫君) これで各常任委員会での審査報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、「令和2年度中種子町一般会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決です。

本案は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(徳永留夫君) 起立多数です。

したがって、議案第22号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第23号、「令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予 算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決です。

本案は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(徳永留夫君) 起立多数です。

したがって、議案第23号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第24号、「令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算」 を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、可決です。

本案は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

### 〇議長(徳永留夫君) 起立多数です。

したがって、議案第24号は、産業厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、「令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算」を 採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は、可決です。

本案は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立〕

### 〇議長(徳永留夫君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は、産業厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、「令和2年度中種子町水道事業会計予算」を採決します。 この採決は、起立によって行います。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は、可決です。

本案は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

### 〇議長(徳永留夫君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は、総務文教常任委員長報告のとおり可決されました。

-----

# 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

〇議長(徳永留夫君) 日程第11、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」 を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定に よって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継 続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決 定しました。

-----

# 日程第12 議員派遣の件

○議長(徳永留夫君) 日程第12、「議員派遣」の件を議題にします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

----

#### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

〇議長(徳永留夫君) 日程第13、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(徳永留夫君) お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

|--|

○議長(徳永留夫君) これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回中種子町議会定例会を閉会します。 御苦労様でした。

> -----閉会 午後 2 時 31 分